

第13回 県立都市公園のあり方検討会 明石公園部会 速記録

【開催概要】

日時	令和5年10月31日（火） 14:30～17:26
場所	あかしこども広場 多目的ルーム
議事次第	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>（1）第11回における委員意見に対する対応</p> <p>（2）自然環境保全のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・眺望ゾーンの考え方 ・樹木確認の結果（第12回） ・石垣周辺における樹木管理の方針 <p>（3）活性化のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会における意見に対する対応（第10回） ・明石公園における考え方【活性化】 <p>3 閉会</p>
会議資料	<p>出席者名簿</p> <p>配席図</p> <p>（資料1）第11回における委員意見に対する対応</p> <p>（資料2）眺望ゾーンの考え方</p> <p>（資料3-1）樹木確認の結果</p> <p>（資料3-2）明石公園ゾーニング図A別紙（樹木分布図）</p> <p>（資料3-3）石垣周辺における樹木管理の方針</p> <p>（資料4）意見交換会における意見に対する対応</p> <p>（資料5）明石公園における考え方【活性化】</p> <p>（高田部会長提出資料）</p> <p>（参考資料1）明石公園における考え方【自然環境保全】</p> <p>（参考資料2）明石公園ゾーニング図A</p> <p>（参考資料3）明石公園ゾーニング図B</p>

【出席者】

(1) 委員

分野	氏名	所属・役職	備考
有識者	上町 あずさ	武庫川女子大学 教授	
	高田 知紀	兵庫県立大学 准教授	部会長
	嶽山 洋志	兵庫県立大学大学院 准教授	副部会長 オンライン参加
	村上 裕道	京都橘大学 教授	
利用者	飯塚 由美子	特定非営利活動法人 明石障がい者地域生活ケアネットワーク 理事長	オンライン参加
	兼光 たか子	明石公園の自然に親しむ会 代表	
	河本 裕之	(一財)兵庫県高等学校野球連盟 理事兼明石球場主任	
	小林 禎樹	明石公園の自然を次世代につなぐ会 代表	
	辰巳 太一	(一社)明石青年会議所 理事長	
行政	中務 裕文	加古川市 建設部長	
	丸谷 聡子	明石市長	

(2) 事務局

氏名	所属・役職	備考
柴田 和弘	まちづくり部長	
松田 竜一	まちづくり部次長	
北村 智顕	まちづくり部参事兼公園緑地課長	
小山 達也	まちづくり部公園緑地課 副課長兼企画管理班長	
平田 昌義	まちづくり部公園緑地課 副課長兼整備班長	
北田 智広	まちづくり部公園緑地課 特定プロジェクト班長	
西田 憲生	東播磨県民局加古川土木事務所 明石街づくり対策室 長	
岩根 聡一郎	東播磨県民局加古川土木事務所管理第2課 所長補佐 兼課長	
竹川 英文	東播磨県民局加古川土木事務所明石街づくり対策室 明石事業第2課長	

1 開会

○事務局 小山

それでは、定刻となりましたので、第13回県立都市公園のあり方検討会明石公園部会のほうを始めさせていただきたいと思います。

司会は私、公園緑地課副課長の小山でさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、傍聴の皆様方への注意事項でございます。注意事項のほうを配付させていただきますので、円滑な議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

それから、報道関係の皆様方にもお願いでございます。会議は基本的にフリーでございますので、会議の議論の前を横切るとかそういったことでない限り、フリーで撮っていただいて結構ですし、フリーで使っていただいて結構です。会議終了後、御希望がありましたら、委員全員で記者会見のほうをさせていただきますので、終了時にもう一回確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料のほうを確認をさせていただきます。

[省略：配布資料の確認]

本日の会議なんですけれども、ちょっと今止まりましたけれども、飯塚委員がオンラインで御参加いただいております。それから副部長、嶽山先生でございますけれども、ちょっと所用がありまして16時ぐらいからの、これもオンラインでの参加となります。

これを踏まえまして、定足数の確認なんですけれども、定足数は要綱第5条第3項により、委員定数の過半数となっております。今日は、委員定数11名に対し、現在のところ10名、16時以降11名全員でございます。いずれにいたしましても過半数を超えておりますので、定足数につきましては超えているということで確認をさせていただきたいと思います。

さて、本日の議事でございますけれども、まず一つは、先日の石垣周りの樹木確認1本1本させていただきましたが、これを踏まえた自然環境保全のあり方の取りまとめ、一定の集約をさせていただいております。それから、第10回で議論をいただきました意見交換の対応を踏まえて、活性化のあり方、こちらのほうも一定の集約をさせていただいております。この集約した二つについて、皆さんに御議論いただきたいというふうに考えております。

2 議事

○事務局 小山

それでは、今後の議論につきましては、要綱第5条第2項により、議事の議長は部長がこれに当たるとなっております。以後の議事進行は高田部会長のほうにお任せしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○高田知紀部会長

高田です。本日もよろしくお願ひいたします。

前回、現地の樹木の確認をこの委員のメンバーで行いまして、現地を共有しながらお話をすることによって、いろいろと紙面上だけでは見えてこない状況なども共有できたかなというふうに思っています。明石公園部会も議論が大詰めになってきて、いろいろと明石公園の活性化とか環境の保全、運営維持管理というところのルールみたいなものがちょっと見えつつあります。明石公園の部会この1年半ほど議論してきて、基本的なルールで、みんなで基本的な考え方をそれで共有していこうということ、それによって全てをこれからそれに準じてやっていくというわけではなくて、状況をきちんとみんなで確認しながら、対応しながら、順応的にマネジメントをしていこうというこの基本的な考え方をルールで決めるということと、順応的なマネジメント、これを実践していくための仕組み、この二つで明石公園のこれからを考えていこうというそういう基本のスタンスに立ってきて、その中身を詰めていく議論をしてきて、本日それが割と集約されて形になってきつつあるということで、すごく大事な会だというふうに認識しております。皆様とぜひいい議論を今日もしたいと思ひます。

私、いつも進行がまずくて30分長引いてしまうので、今日、30分長くしていただいたんですね。ありがとうございます。2時間半にさせていただいてありがとうございます。それでも時間のコントロール、マネジメントはきちんとやりたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(1) 第11回における委員意見に対する対応

○高田知紀部会長

それでは、早速議事に移っていきたくと思ひますが、議事1、第11回における委員意見に対する対応ということで、事務局から説明をお願ひいたします。

○事務局 北村

公園緑地課長、北村です。

資料1に沿って御説明をさせていただきます。前々回ですね、第11回における委員意見に対する対応を御説明いたします。

[省略：(資料1)の説明]

○高田知紀部会長

ただいま説明いただいた第11回の意見への対応について、委員の皆さん何か御質問とか御意見、確認したいことがございましたらお願ひいたします。いかがでしょうか。

丸谷委員。お願ひします。

○丸谷聡子委員

私が意見を述べさせていただいたのは、対応のほうで書いていただいていますので、それは今後の資料説明のほうで申し上げたいと思うんですが、1点、前回、(2)眺望ゾーンの設定のところで私が意見を申し上げた、土塁や城壁前等の明石公園全体の樹木剪定を今までどういう形で行ってきたのかといった過去の記録を調べて見せていただきたいというふうに意見を申し上げたと思うんですけれども、それに対しての対応が今回の資料1には載ってませんので、今後どのように考えておられるのか、土塁を今までどういうふうに扱ってきたかというのはすごく大事なところですので、今までどういう管理をしてきたかということを知っておく必要があるかなと思いますので、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○高田知紀部会長

事務局、いかがでしょうか。

○事務局 北村

失礼いたしました。土塁の扱いについては、次回報告をしたいと思います。あまりやっていないんですけども、多少管理をしたこともあるようなので、あまり古い話になると分からないところあるんですけども、少し試しに切ったりしていることがあるのは把握をしましたので、それについては、また、次回御説明させていただきたいと思います。

○丸谷聡子委員

次回にですね。城壁前も含めて、ちょっと全体的な過去の管理について、ぜひきっちり教えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○高田知紀部会長

管理の内容と、どういう考え方でどういうゾーンをどういう頻度で、考え方で管理してきたかというようなことが分かる資料がよろしいですかね。

○丸谷聡子委員

そうですね。土塁を本当に触ってきたのかどうか、触っていたときはどんなふうに触ってきたのかというのは、今後の管理にとってすごく大事なポイントになると思いますので、それ前回申し上げたんですけど、今回の対応のところ載ってなかったもので、次回なら次回というふうにしっかり明記していただきかけたので、お願いいたします。

○高田知紀部会長

そのあたり、また、情報も整理しながら分かりやすい資料でお願いいたします。

○事務局 北村

失礼いたしました。次回に土塁の扱いのほうを説明させていただきたいと思います。

○高田知紀部会長

では、ほかいかがでしょうか。

また、ほとんどが後半の部分で詳しく議論をすることになるかと思しますので、ひとまず、じゃあ前回の委員意見に対する対応はこれでよろしいでしょうか。

(2-1) 眺望ゾーンの設定について

○高田知紀部会長

では、続いての議事に移っていきたいと思います。

次は、自然環境保全のあり方についてですね。これは、眺望ゾーンの考え方と、一つずつ分けて項目を行きますね。

じゃあ、眺望ゾーンの考え方について説明をお願いします。

○事務局 北村

それでは資料2を御覧ください。

[省略：(資料2)の説明]

○高田知紀部会長

では、今御説明いただいた眺望ゾーンの考え方について、御質問とか御意見ございましたら、委員の皆さんよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

では、村上委員、お願いたします。

○村上裕道委員

石垣を遠くから見たときに一番気になるのは、石垣そのものに生えている草類というか、雑草類というか、そういうものが物すごく気になるんですね。石垣から離れたところに樹木が植わっていて、それが繁茂していて、その葉陰に隠れてというのはまだ何とも思わないんですが、直接石垣の上にとか土塀に張りつくように植わっている雑草類が物すごく気になるというのが感じておまして、だから今、これは遠目から見て、石垣直接のものに生えている植物と離れているものとかが全部ごちゃごちゃになった考え方でこれ景観として整備されてしまっているんですけども、その辺の見え方というところで、景観というのはいいんですけども、景観の見え方のところの部分がちょっと抜けているんじゃないかというのを感じておまして、そこに少しプラスしていただければありがたいと。前回のときにそこまでちょっと立ち入れなかったように私自身も記憶しておりますので、できたら今回ここ

まできちっとお話ししてくださっている機会でございますので、ちょっと書き足すようなことができないか検討していただければというところでございます。

以上です。

○高田知紀部会長

ただいまの御意見、多分この後の樹木の管理方法とも関わってくるかと思うんですけれど、石垣そのものに生えている樹木とか緑というものと、その周辺の生えている樹木というのをちゃんと分けて、要素として分けて景観を考える必要があるんじゃないかという御意見だったかと思いますが、事務局、いかがでしょう。

○事務局 北村

村上委員、ありがとうございます。石垣から直接生えている幼木とか草とかについては、前回の現地確認でも見ていただいたとおりですけれども、高田部会長御指摘のとおり、この後の樹木管理の方針のほうで詳しく説明をしていきますが、基本的には可能な限り早期に除去するという方針を出しております。なので、こちらのほうでは、今写真はどうしても現状なので草がべったり生えているような状況でございますけれど、ない前提で景観としては考えておりましたので、この後、資料3-3の、石垣周辺における樹木管理の方法というところでお話をさせていただきたいと思っておりますので、そちらも御覧になった上で、また、再度御意見いただければと思います。

○高田知紀部会長

石垣に生えている樹木については、今事務局の説明であったように、議事2-3でもうちょっと突っ込んだ議論、樹木管理の方針とか、ここで方法の議論もすることになると思いますので、そこで改めて議論したいと思えます。

ほかいかがでしょうか。

小林委員、お願いします。

○小林禧樹委員

今の石垣に生えている植物というね、そう言われて、確かに目につく場合があって、それがいろいろ気になるという村上委員の御指摘もありますけれども、それはいろんなケースで、実際個々に見ない限り分からんわけですけれども、実は明石公園の中の植物生態といいますか、樹木はまた樹木として、要するに草のほうのそういう生態系で見た場合に、石垣の上に一番貴重なものが生えているわけです。それを、だから実際レッドデータ植物もありますし、極端に言ったら県内、明石公園にしかないという植物もあります。そういうものをどういう形で石垣の保全というか、それと共存しながら残していくかというのが大事な問題なんですけれども、それで、我々そういう石垣に生える、石垣を好んで生える植物、もとも

とだから西播磨なんかのそういう海岸の乾燥した岩場に生えているようなものがいろんなあれを経て明石公園の石垣に入り込んできたという、そういう長い経歴も、それこそ数千千年とか何百年とかそういうふうな経歴を経てきた、お城ができてからだから400年ですけども、400年という経歴の中でそういう生態系がつけられてきた。ですからそういうものと、確かに、草ぼうぼうになるようなものはそれは目障りということもあると思いますけども、それはいろんな植物とかそういう生態系のありようというか、そういうものをいろいろ見ながら、石垣の立場と植物生態の立場の両方からこれがどうなんだと、そういう意味づけみたいのをやっていく必要があるだろうと思います。

今は、取りあえずそれだけにします。

○高田知紀部会長

これも後半の管理の話に関わってくると思うので、ここは眺望ゾーンの考え方をもう一度ちょっと改めてかみ砕いて共有しておく必要があるかなと思うんですけど、前回、主景と添景というところで割と議論になって、必ずしも石垣が主で緑が添景というそればかりではないよと。それが逆転することもあるよということが前回の議論で共有されて、現地も歩きながら、場所によっては主と添が変わっていくという景観の考え方を明石公園では取り入れていくと。その中で、石垣と緑がどういうふうに共存できるかというのは、それぞれの個別のケースなども踏まえながら、ゾーニングの考え方でいうとゾーニングBか、個別のいろんな、この植物が大事とか、ここからこう見たエリアが大事というようなことをこれからずっとアップデートしていくということが今示されているのかなというふうに思います。

小林委員がおっしゃったのは、石垣に今既に生えている植物の名前忘れちゃったけど、何でしたっけ。イワレンゲか。イワレンゲとかそういう今生えているものがあるので、そういう個別のところは、石垣を見せる、でも置いておいてもいいのかというのは個々のケースを見ながら議論していこうということでの御提案だったと思うので、また、議事2-3のところそのあたりの仕組みも含めて今日は議論できると思いますので。

今ここで、コンパクトに事務局何か今答えておくことがあればお願いします。

○事務局 北村

村上委員の御指摘と同じように、資料3-3の際にその位置づけも合わせてしておりますので、そこでまた御意見いただければと思います。

○高田知紀部会長

じゃあ、丸谷委員、お願いします。

○丸谷聡子委員

私も前回、景観の考え方につきましては、石垣については400年前に人が造った人工の城

壁であると。もともとそこにあった里山の樹木と悠久の歴史を感じる緑が併せ持つてお互いの価値を高めるものだと思うということで発言をさせていただいて、こういう形で石垣、両檜、樹木や芝生が調和した景観を形成するというふうの方針を掲げていただいたのはよかったと思っています。そこはもう大変評価しています。

中の文章なんですけど、樹木の手入れに当たっては、樹勢・樹形に配慮しつつ剪定等を実施なんですけど、しつつというのがちょっと弱いような気がしますので、配慮した剪定等を実施というふうにしていただけないかなと思います。そうすると、今、村上委員、小林委員おっしゃいましたけど、まさに石垣そのものの樹木や草をどう管理していくかというのやっぱり景観形成の一つになると思いますので、ここに項目一つ入れていただいて、石垣の樹木や草については、希少種に配慮しながらというようなことをそこにに入れていただくと、よりいい方針になるのではないかなと思います。

これ、城と緑の景観計画より当初方針挙げられていたのを新しく変えられていますよね、こういったところで。これって、ちょっと確認なんですけれども、景観形成方針が今までの城と緑の景観計画と随分変わってきた、その差というのを、しっかり景観計画のほうを改正していかなければならないと思うんですけれども、景観計画をこの今の方針にどう合わせていくのか、ちょっとその辺のところ、そもそものところを教えてくださいたいんですが。

○高田知紀部会長

今の議論と、過去につくった景観計画との関係ですね。事務局お願いいたします。

○事務局 北村

まず、樹勢・樹形に配慮しつつを配慮したにすべきであるというのは、気持ちは一緒なので、そこは配慮したに変えようと思います。

それから石垣に生えている草についての話もここに書くべきというところは、それは我々自身は全然異論はありません。資料3-3での議論もまた今日踏まえていただいて、追記して、明記したほうがよいかと思います。

それから、城と緑の景観計画を改定すべきではないのかというところについては、正直、改定してもいいんですけれども、ちょっと計画全体をどうするのか、公園に関して、明石公園だけではないんですけれども、県立都市公園にはいろんな計画があるので、このあり方検討会の結果をどういうふうに関立公園の計画体系の中でどう生かしていくのかというところを検討していかなければいけないと思うんです。ここの公園だけではないので、明石公園部会を経て、全体会にまた諮って、県立都市公園全体の計画をこういった議論をどのように計画論としてきちんと反映していくのかというのを考えていかなければいけないんですけれども、まだ手がついていないところが正直なところなんです。なので、その中で城と緑の景観計画、今あるものをどうしていくのかと。アップデートされてこっちでの議論のほう優先になりますので、最新版になりますので、それはやるんですけど、過去にあった計画

をどういうふうにしていくのか、それを直すのか、発展的解消で前のやつは古いからということでもう没扱いにするのかということ、正直まだ考え切れてないところです。ただ、過去の計画が亡霊のようにまた出てくるんじゃないのかということ、懸念されているかと思うので、そういうことはないようにはしていきたいということはここで確約をさせていきたいなと思います。

○高田知紀部会長

丸谷委員、お願いします。

○丸谷聡子委員

まさに私が心配しているところはそこです、明石公園に関しては、この城と緑の景観計画、それから史跡明石城跡保存活用計画、それからリノベーション計画等様々な計画を策定されてきている中で、今、まさにこのいい議論が進められようとしているものがそこに盛り込まれていなかったら、今、北村課長以下、こういう議論を分かっている方がやっておられるからこれが優先だということで進めていけると思うんですけども、いつまでもおられるわけではないと思いますので、そこはこの議論をしっかりこういった計画に落とし込んで、まして廃止するなら廃止する、新しいものを作るなら作るということではないか、これちゃんと守っていかないといけないと思いますので、その議論追いついていないとおっしゃってますけど、すごく大事だと思いますので、ぜひともそこは必ずやっていただきたいと思っています。

○高田知紀部会長

とても重要な御指摘で、私もこういう合意形成の現場やっていると、喉元過ぎればの感じで、割と議論が盛り上がるときはいいんですけど、そうじゃないときに、事情を知らない担当ばかりになったときとかに、また昔の状態に戻ってしまうっていうことはしばしばあることなので、今日大事なことは、今、事務局、課長がおっしゃったように、ここで議論をしている積み上げてきたことというのが今一番アップデートされている、これをベースにこれからの明石公園のあり方を検討していくというのが基本、前提なんだということがすごく今事務局の返答で大事なポイントかなと。その後、この議論をどういうふうにこれから効力をずっと持たせていくのかというのは、計画を新たにつくり変えるのか、更新するのか、それともまた違った形でそれがこれから続いていくようにしていくのかというのは、これからちょっと議論しないといけないところですね。基本的には、ここで今、部会で議論してきたことというのをベースに今後の管理というのを進めていくということ、ここで今確認できればいいかなと思います。

村上委員、お願いします。

○村上裕道委員

ここで議論したことがアップデートで一番最新だからこれが全部という形で考えて話をしていくと、法体系が違う、主管課が違う中で同じ箇所を管理しているような話がありますから、それを言い過ぎるととても難しい問題を励起させてしまいますので、その部分はある程度配慮しながら動かないと、主管課の違いとかそういう法体系の違いとかをどうするかというのはちょっとペンディングしながらやっておかないといけないと思っておりますので。

○高田知紀部会長

それは具体的に言うと、樹木と文化財だったら、文化財保護法というまた違う法律があって、その議論も議論でまた別で積み上げられているから、そこと今の議論とをどう整合性を出せるかということですよ。

○村上裕道委員

そうそう。だからそれを、こちらのほうの今の会議がアップデートしたんでこれが最新でこれが優先的になりますということを言い過ぎると、それは主管課の関係の整理がどちらが上とか下とかいう話になってしまうととても厳しい話が出てしまうんで、ちょっとその辺は、事務局がそれをうまくコントロールしながら動かされていましたんで。

○高田知紀部会長

じゃあ、事務局お願いします。

○事務局 北村

村上先生の懸念、文化財としての明石城跡をどうするのかというのは、我々も、実はこういう資料を作り発表するときに常に意識をしてやってきております。文化財保護法においては、保存活用計画でしたかね、という文化財が主の、文化財についてのそういう法定計画が既にあります。その上でどういうふうに、保存するだけじゃなくて文化財としてみんなに知ってもらうとかそういったもの、具体的なものを作る整備基本計画というのを立てようとしておりました。ただ、今あり方検討会の話があるので、そちらのほうは一旦止めておりました。なので、今後話がまとまってくれば、今日の資料1のほうでも入れておりましたけれども、史跡明石城跡整備基本計画策定委員会というのを文化財の先生方に入っていた計画がありまして、こちらのほうで文化財としての明石城跡をどういうふうに保存したり、あるいは活用したり、みんなに見てもらうように看板どうやって整備するのかとか、そういった議論をやっていくこととなります。なので、法体系が違うというところはよく承知をしております、そことどういふふうに、一々は説明しませんでしたけど、我々事務局は常にそこを意識しながらやっております。ちょっとそこは確かに難しいところはあるんで

すけれども、配慮をしております。

例えば、インクルーシブ遊具の整備の議論のときに、子どもの村だけじゃなくてこども広場のほうもやろうよという話があり、現地で泉前市長とか皆さんで入って、ここでやろうという話をしたときにも言ったんですけど、文化財の制約がかかるんで、同じようなインクルーシブ遊具は実は置けないんじゃないかというような話、法律の違いがあるんですね。そういうところどうするのかというのをちょっと個別にはお話をさせていただいているところあるんですけども、文化財保護法上の必要なこと、制約だけではないので、積極的に文化財としての明石城跡をみんなに知ってもらうにはどうしたらいいかというようなことも含めての計画論の位置づけ、そういったこともやっていきたいというふうには考えております。

○高田知紀部会長

この後の活性化の話のところでも、今後の議論の場の話が出てきて、そこでは多分文化財とか自然環境とか運動施設とかいろんな要素のものが同じテーブルにのって議論していくというそういう場になっていくと思いますので、そこでもし矛盾とかが出てくるのであれば、そのときに、何が矛盾でどういうことを乗り越えていかないといけないのかということきちんと整理して議論をしていくことになるかなと思います。でも、重要なポイントありますがありがとうございました。

○丸谷聡子委員

だからこそなんですね、法体系も違うし、だから景観計画があったり、保存活用計画があったり、リノベーション計画があったりするんだと思うので、それぞれの計画を今後つくっていく必要があるのであれば、今回の議論を基に、そこも加味しながらの計画をちゃんと作り直しておくというのが重要だということを強く意見として申し上げたいと思います。

○高田知紀部会長

ありがとうございました。

では、またこの後の議事とも関連する議論だと思いますので、今ちょっといろいろ言いたいこととか質問あったら、また、この後に樹木確認の結果であったりとか樹木管理の方針のところでもいろいろと御意見いただけたらと思います。

(2-2) 樹木確認の結果 (第12回)

○高田知紀部会長

じゃあ続きまして、樹木確認の結果について、事務局から御説明をお願いします。

○事務局 北村

それでは、資料3-1を御覧ください。

[省略：(資料3-1)(資料3-2)の説明]

○高田知紀部会長

ただいま、前回の現地確認の結果について報告していただきました。ちょっと振り返りも含めて整理しておく、今回リストアップされて現地を見たものは、特に緊急を要するものだ。すぐにでも何か、利用者であったりとか石垣を崩落させるおそれがあるというふうに考えられたものをリストアップして、現地で確認したということですね。現地確認のときには、委員と樹木医、あるいは石工さんとも状況も見ながら確認したということです。これ以外にも、今後、石垣に影響があるかもしれないような樹木も出てきますけれども、それについては、今後、立ち上がる協議の場でしっかりと議論をしながら話し合っていくというところがポイントかなと思います。

そのあたりで、ちょっとこの結果について御意見、御質問、あるいは前回参加されなかった上町委員、聞きたいこととかあったら聞いていただけたらと思います。委員の皆さん、いかがでしょうか。

ちょっとじゃあ、私、1本現地で298番のサクラでしたかね、これ本当は事務局のほうは経過観察ということで言ってたんですけど、皆さん御存じのとおりサクラは切れば切るほど弱って行って、これかなりもうほとんどが枯れていて、どこか1本の枝が辛うじてびよろびよろと緑になっているような状態で、枯れ枝は落ちるおそれがあるので切らないといけない、切るとまたそこが弱ってしまって、結果的には全部切らないといけないので、かなり、私は前回かなり情緒的に樹木のことを見まして、このサクラの木になって考えると、そんなしんどい状態で置いておかれるのもつらいだろうなということで、ちょっと現地でかわいそうだから切ってあげたほうがいいんじゃないかということをお願いした次第です。

ほか、現地でコメントしたことでも何か補足とかがあれば。

じゃあ、兼光委員、お願いします。

○兼光たか子委員

これだけ赤いマークがついている、石垣のすぐそばにある木なんですけど、これ結構大きくなっています。これを伐採すると、この石垣の下にある植物とか、ほかのところにある植物が当然光を浴びて成長が早くなってきたり、今までなかった植物が種を運んでもらってそこでまた違う植物が、今、外来って言ったらいけないかと思うんですけど、植物がすごい成長して行ってしまって、今まで生えていた植物に大きな影響を与えかねないと思っています。これだけ切るということを前提とした場合、ほかに植物がどう生えていってくるとかということも検討していただきたいと思っております。

○高田知紀部会長

切ることによって植物の遷移というか環境もちょっと変わってくるので、そのあたり、どういうふうを考えるかというところなんですけれども、事務局はいかがでしょうか、そのあたり。その後の草刈りとか管理にも関わる議論かなと思います。

○事務局 北村

先日見ていただいたとき、直前にここの除草をしてもらいました。指定管理者である園芸・公園協会のほうに除草を大分してもらいましたので、歩きやすく見やすくなったんですけども、その前はずっとここはササが基本的に覆っているようなところでした。なので、歩きにくく、また、特に柵から外側、石垣のほうはびっしりとササとかが、ササを中心としていわゆる雑草の類いが生えていて全然見えないようなところでございました。なので、光が当たるとより植物がようけ生えてくるのではないかということはそのとおりだと思いますけど、まずはササが優先してしまうのではないかと考えております。

ただ、どっちにしても草刈りはしなければいけないものなので、それは草刈りをしていきたいと、快適に歩けるように。あるいは施設の管理をするに当たって、見えないと分からないと。今回も現地視察に当たって草を刈って、初めて大きく石が動いているところがほかにもあったのが発見されたところもありますので、草刈りは今までよりは増えてくるかもしれませんが、それはしていきたいというふうに考えております。

○兼光たか子委員

草刈りをされてましたと聞きましたが、あそこは私たち観察会で歩いていました。ほかの方も引率して歩いていまして、それは草刈りをしたからといって、別にササが生えたからという目的じゃなくて、木が天井というか太陽を遮っていたから今ササが生えていましたと言われてはいますが、ほかの植物も絶対生えてくると思うんです。ササだけではないと思うことを一つ加えたいと思っています。

○高田知紀部会長

いかがですか、事務局。

○事務局 北村

もちろん日光の条件も変わりますし、それから風の条件も変わりますので、今までなかったものが生えてくることは考えられると思います。もし何か希少なものが生えてきたとか、そういったことは我々も見ていますが、見切れないところもあるので、そういったものもし発見されれば御連絡いただければと思います。

○高田知紀部会長

兼光委員、活動されながらいろいろ状況の変化をまめに見られていると思うので、今後ちょっと、ここに限らず、明石公園の中の環境の変化みたいなものがあれば、この後ちょっと話す談義所みたいな場で共有してもらおうとともに、管理者にいろいろ情報を共有してもらおうとまたいろいろと対策は考えられるようになるかなと思いますので、その辺はまめに情報は県のほうも吸い上げてもらって、それは私からもお願いしたいと思います。

じゃあ、村上委員、お願いします。

○村上裕道委員

石垣の突端のすぐ近くのところの話で、ちょっとイメージ多分しづらいんで、もう一度ちょっと確認のために説明させていただきます。

7ページのサクラ300番の写真がちょうど説明しやすいのでそれを見ていただいたらと思います。サクラ300番の左側に手すりがありますね。大体この手すりぐらいまでが砂利だと思ってください。土じゃない、砂利の場所。要するに裏込め石と言っているその場所になるんです。

それからウバメガシがこの場所にいっぱい生えているんですけども、ここは土塀が建つ場所なんです。今明石城は土塀が全部なくなってたんです。それで、東西にだーっと流れるあの土塀が物すごい美しいって僕らイメージしてて、震災直後に、せめて櫓の間だけ土塀をもう一度戻して、それで本来のそういう見え方というものを見ていただきましょうということを考えてはいたんです。ただ、東ノ丸のほうに持っていこうとするとときに、途中の石段上がっていったところの辺りの元々の状態がよく分からないので、それで東まで伸ばすことができなかつたと、要するに許可が下りないというような話なんですね。

最終的にこういうものをどう考えましょうかというのは考えておいていただきたいんです。要するに、土塀として復元することを目指すというのか、文化財の場合は100年たっても別にいいんです。100年先にそれを戻しますという考え方もあるんです。そういう時間のオーダーのことも考えている人たちでございますので、それまでにいろんな形で使っていきたいと思いますというのにも別に気にはしていないんですね。ですから、この間の石工さんも、いや、今それで木が張って特段石垣に今影響出てないんだったらそのままにしておけばというような形で、早急に変えていけという発想はみんな持っていない、そういう人たちでございますので、だけど、最終的な形はどういうふうに考えますかというのは、なかなか皆さんきっちりと考えておられますので、その部分についても皆さんは、今じゃなしに多分子孫の代のようなことのイメージで、どう伝えるかというようなイメージで考えとかないと、時間単位で合わないんで、議論が成立しないような形になりますので、そこだけはちょっと御注意しておいていただきたいということでございます。

○高田知紀部会長

コメントというか、これ今後の議論のポイントになるかなと思いますので、ちょっとコメ

ントとして受け取りたいと思います。確かに、明石公園がどの時代どういう状態だったかというのを、多分もう時代ごとに全然違うので、どの時代どういうものだったかというのは、やっぱり公園利用するみんなで、ああ、このときはこんな景観だったんだとか、こういうものがあつたんだとか、樹木もこういうものがこういうふうに変わってきたんだということ

を共有しながら、そのベースをみんなで共有した上で、これから明石公園じゃあこういうのを復元したいねとか、やっぱりここは今のものを大切にしたいねという議論をしていく必要があるかなと思うんで、そういうのを勉強する機会もすごくやっぱり重要です。そういう機会もこれからしっかりとつくっていきながら、今後のあり方、個々に、土堀どうするかとかそういう議論も展開できたらいいかなと思っていますが。

そのあたりは、事務局は、特に受け止めるだけでよろしいですか。

○事務局 北村

我々、公園緑地課としては文化財のメイン部局ではないですけれども、文化財を預かる課として、村上先生とかほかの文化財の先生からも言われておりますが、復元するのも、先ほど村上先生が言われた、すごい根拠が、しっかりした根拠がないと復元できないんだということと言われていまして、なかなかできないんだけれども、例えばアメリカのどこかの大学で昔の写真が出てきたとかっていうと、そういうので根拠になればやろうかというような話になったりするので、長い期間かけて考えてくださいというようなことは、すごい根拠がないとまず復元できないんだということを習っているのと、何かの拍子に出てきたりするとやろうかという話になったりするというのは、ほかの場所のお城の事例とかでも勉強いたしました。

なので、時間軸の話は我々受け止めたいと思いますが、先ほどお話をした文化財の検討会のほうはまさにそういうレベルの話になりますので、そちらの議論にも反映させていきたいのと、最後に高田先生が言われたように、勉強しなきゃいけないという、高田先生常々言われている、いろんな分野の人がお互いのことをインプットすると、自然の人がスポーツや文化を学び、スポーツの人が文化についてを学ぶようなことっていうのはとても大事な機会だと思いますので、そういったことも仕込んでいきたいと。公園管理者側からも機会をつくったりしていきたいというふうに考えています。

○高田知紀部会長

ほかいかがでしょうか。

丸谷委員、お願いします。

○丸谷聡子委員

私も皆さんと一緒に回らせていただいて、村上先生のお話を聞かせていただいて、ここに土堀があつたとかすごく勉強になりました。やっぱり印象的だったのは、水田さん、石工さ

んのお話で、今33本ですね、早期伐採してもいいんじゃないかということで挙がっているんですけど、そのとき水田さんおっしゃっていたのが、短期的なリスクよりも長期的なリスクがあるんだということをすごく言われていたと思うんです。伐採後に根っこが腐って中が抜けてしまって、石垣の安定性そのものが確保できなくなると結局崩れることになるし、一からそれを組んでいくというのは物すごい費用がかかる大変なことだとおっしゃっていましたので、そこまでしっかり見据えた上で伐採するかどうかというのはきっちりやらないといけないなということをすごくあのとき思いましたので、この33本は切ってしまうという長期的なリスクがないのかどうか、そこはしっかり精査する必要があるというふうに強く思っています。木を切ると、一定日も当たりますから石垣も乾燥しますし、そういったことも総合的に含めて切るとか切らないのかというのは、最終的に33本も切っているのかどうかというのはもう一度精査が必要だと思っています。

それからもう一つ、低い石垣ですよ、850、852、857と858、859、862は、この低い石垣もリスクがあると捉えるのかどうかというのは、ちょっと考える必要があるなと私もずっと帰ってから思っておりましたので、ちょっと意見として言わせていただきます。

○高田知紀部会長

丸谷委員、初めにおっしゃった短期的なリスクと長期的なリスクは私も重要なポイントだと思っていた、最新の知見だと、木を切ったところが20年後に急に抜けて、森林なんかだとそこから崩壊の危険性が高まるというような研究もされているところで、切った後をどういうふうに処理するのかというのも、しっかりと検討するというのは私も大事なかなと思います。そのあたり事務局、今のところ何か考えとかありましたら、お願いします。

○事務局 北村

ほかのお城、全国いろんなところお城いっぱいありますけれども、我々も、私行けなくてもほかのメンバーがほかのお城行って話聞いたりしていますけれども、樹木伐採はもっとやっているところもあるんですね。お城の保護を優先だということで、市民の合意があって切っているところもあるんですけど、じゃあその根っこの長期リスクがあるからといって切らないというような話は聞いておりません。ないとは全然言いません。腐ってくればやがてそこが空洞になるんじゃないのかというのは、それはそうだと思います。ただ、それも時間軸ですよ、どれぐらいなのか。それこそ実際に過去に切られたものとか、山の中とか見に行ってもですね、そんなに急速に腐っているという感じはしないですね。なので、長期リスクについては、長期リスクがあるからといって今木を切らない理由にはならないというふうに考えております。ただ、対処はもちろん必要です。そのためには、まずモニタリングが必要だということで、この後出てきますけれども、モニタリングをちゃんとやっていこうということを考えております。あとは、ほかのお城の事例、もう少し勉強していきたいというふうに考えております。

○高田知紀部会長

多分短期的なのは、この間歩いたところの横のクスノキが今年倒れて、ああいう状態が明石公園の中でも起き得るので、今の資料3-1の2ページのような形で石垣が崩れるというのはすぐにでもあり得るかなというのは、私も現地を歩きながら理解できたところなんですけれども、じゃあ切った後どうなるのかというのが、やっぱりまだちょっと見えていない部分もあって、そのあたりは村上委員とかにもちょっとお聞きしたほうがいいのかもしれないですけど、切った後に空洞化するとか、周りの土質と木の根っこだったところが土質条件が当然変わるわけですよ。それによって何か石垣に影響が出るみたいなのは難しいですよ。これ、あんまり科学的になかなか明らかにできないというのは前回の部会でもお伺いしたんですけど、そのあたりちょっとお考えをお持ちでしたら。

○村上裕道委員

今さっき言いましたように、手すりの外側は基本的に小砂利、裏込め石と言うこういう石がずーっと積んで入っているんですよ。根っこが出てくるときにその石の隙間のところをずーっと広げるようにいっているだけなんです。それが腐ってしまったときに、裏込め石のところは若干動く感じぐらいのもので、ちょっと沈むような感じのイメージで僕らは持っています。そのときに、御覧になったら分かるんですけど、前側から石垣の石のところを見ると、あれは表面に見えるのを1にしたときに、後ろに2が入るんです。2倍の長さで石垣は中入っとなですよ。でくると、そんなにむちゃくちゃ動かないんですよ。だから、普通の状態のときはそんなに心配をしていないんですよ。ただ、それが地震とかで緩んだ状態のときの動き方が分からないので、それでみんなが言っているのは、ちょっと予測できないというような言い方になっているということです。だから、ふだんの状態のときなんていうのはそんなに心配してないんです。要するに、緩んだ状態のときにあれが揺さぶられるとどうなるかが分からない。それはコンピューターで解析しようとしても、御覧のとおり石垣の石がみんな不定形ですので、あれを乗せるということができないんですよ、データとして。それでみんな困っちゃっているというのが実情でございます。

○高田知紀部会長

なので、いつもこの議論をするとちょっとなかなか分からないことが多過ぎて、科学的に根拠がこうだからこういうふうにするというのは決めづらいというのがあって、なので嶽山委員もしきりにやっぱり経過観察という考え方がすごく重要だということをおっしゃっていて、それは生えている木を経過観察するだけじゃなくて、すぐに石垣に何か影響を及ぼすかもしれない木を切った後の経過観察というのも重要だし、明石公園でこういうふうに関過観察をした結果がそのほか全国の石垣と樹木との関係とかに波及効果をもたらすようなそういう調査というのも必要になってくるのかなと思うので、データがない、観察今まで

されてなかったというのであれば、明石公園では切った木に関しても経過観察という考え方が私は大切になってくるのかなとちょっと思っています。

そのあたり、ちょっと委員の皆さん御意見いただきたいんですけど。

○上町あずさ委員

本当に今の議論にあったように、経過観察というのは大切だと思ひまして、やはり今回ここに載せていただいている伐採の樹木ですけれども、伐採した後にやはりその後根っこが残ったものが本当に長期的に影響を与えるという可能性があるとは思ひるので、それを経過観察していくのは本当に大事だと思ひますけれども、そういったリスクがあるからといって切らないで置くというのは、やっぱりリスクをただ先延ばしにするだけだと思ひますね。樹木、今生えているものはいずれは枯れるんで、いずれ枯れるか石垣が崩れて木もひっくり返るかという将来だと思ひるので、今せっかくこうやって切りましょうというふうになってきているのを、やっぱり心配だからやめようというふうになるのは、本当に先延ばしにすぎないと思ひていまして、今は本当に、切ってそれをしっかり観察して、石垣を守っていく何らかの、必要であれば裏込め石を足すですとか、そういった措置をしていくことが石垣を守っていくことには必要なんじゃないかなというふうに思っています。

○高田知紀部会長

あと、先ほど丸谷委員、真ん中の低い石垣のところの木はそんなに今のところリスクは高くないんじゃないかということもコメントいただいていたので、今の上町委員の御意見と合わせて、事務局、いかがでしょうか。

○事務局 北村

村上委員の御意見をいただきたいんですけども、そこは。我々は低くても文化財だというふうに思っていたんですけども。

○村上裕道委員

今、赤いところでマークつけられているところは、今伐採しますと言っていますよね。これは方針だと僕は思っていますね。今低いところの石垣も作業は同じこととしていますので、それもやっぱり最終的には伐採していかないといけないという方針だと思っています。切る時期がどうしていきましょうというのは運用の話なんで、それは状況を見ながら、それは予算がどんとついたら一発でやるというようなやり方もあれば、予算がなければちょっとずつやっていきましょうとかいうような形で、運用上はいろんなやり方はあるはずなんです。だから、方針をあんまり小さく分けてやっていくと分からなくなっていくところ、一番僕なんか危惧するところなんです。

そういう意味で見れば、方針として、ここのはだんだんと石垣に対して作用し始め

たんだから、やっぱりこれはある一定の時期までに切りましょうかとかいうふうに方針として決めていって、それをいつしましょうという話は次に現実の話として考えていけばいいことだけだと思っておりますので、そういうことで見れば、先ほど言ったように文化財のほうで石垣については守るということを決めておられますので、それは法律で決めてしまっていますので、そうしましたら、法律で決めたことが壊れないように未然に防ぐというのは、これも自然な考え方としてまとまってくるんであろうということ、方針としてここはそういうふうに現実を見に行ったときに、やっぱりここは害を及ぼす可能性があるんでここは直しましょうという方針としてこういうふうに色を決めていくというのは、私、正しいのではないかなというふうに思っています。

○高田知紀部会長

なので、赤印してもらったものでもちょっと分けて考えることもできるかなと、私も今の議論を聞いて思っていて、赤については石垣に対して影響を及ぼす可能性があって、高い石垣の上の木については今回現地確認をして、風がよく当たるところだし短期的なリスクが高いだろうと。低いところも石垣に対する影響はあるけれども、これについては今すぐということではなくて、少し議論を、余地を持たせるというか、方針としては、石垣に影響を及ぼすということではいずれ切らないといけないということも出てくるかなと。なので、高い石垣の上にあるものと低い石垣の周辺にある赤とを一緒の方針で考えるのか、ちょっと分けて緩やかに微妙に分けて考えるのかというところが、いま一つ議論のポイントになっているかなと。そのときに、上町委員おっしゃったみたいに、いずれ切らないといけないのであればどのタイミングで切ったほうがいいのかというのを、低いところの石垣の上の木については考えないといけないかなと思いました。

あとは樹種ですよ。種類は割とイヌビワか何かが生えていたんですかね。その辺り、この低い石垣の上に生えている木について、ここにあったほうがよいのかというのも一つポイントになるかと思います。

ちょっとそのあたりどうですか。高い石垣の上と低い石垣とをちょっと微妙に分けて考えるという考え。

○事務局 北村

高田部会長申し訳ないんですけど、村上先生の言っていた話と高田先生の話はちょっとずれているのではないかと感じたんですけども。

○高田知紀部会長

すみません、じゃあそれ指摘いただけたら。勘違いしてましたかね、私。

○事務局 北村

村上先生は、切るのか切らないのかという方針を決めることと、実際予算がどうかとかという運用の話との違いということを言われていたのと、方針をあまり小分けにしないほうがよいということ言われていたというふうに私は聞いておりましたので、小分けの範囲がどこなのかということになるかと思えます。高いの低いので小分けするののかどうかということになるんですけど、もう一度村上先生御意見いただければと思います。

○丸谷聡子委員

ちょっとお先にいいですか、私。

○高田知紀部会長

すみません、ちょっと私勘違いしていたかもしれません。また、修正してもらえたら。

○丸谷聡子委員

村上先生御専門だと思うんですけど、今後の5メートルという考え方にもあると思うんですが、高い石垣と本当に膝下ぐらいの、腰ぐらいかな、低い石垣とをやっぱり一定分けて、高い石垣だから崩れるときにこれぐらいの幅が必要ということで5メートルというそういう設定がされたと思うので、そこは高い石垣と低い石垣というのは私は分けて考えるべきだと思いますので、そこをお願いしたいなと思ったわけです。

○高田知紀部会長

村上委員、いかがでしょう。

○村上裕道委員

今、5メートルの話は、この議論をする最初の段階ではすごく重要だったというふうに理解しております。それは、ゾーニングして方針的に5メートルのところの木を切りましょうという方針を決めていた。ところが、僕たちその後話したときは、高石垣の10メートルぐらいのところをイメージして、それで5メートルという話をしていたんです。それはどうしてかと言うと、この間の石工さんの話でも出ましたとおり、工事をしようとするときに積み直しのときにはそこまでずーっと石垣を崩すときに土まで取っていかないといけないんですよ。だから、自然になくなっちゃうということなんです。積み直しをするということイコールなくなるという空間のところなんで、それを5メートルというのはもうないのと同じように考えてくださいよというイメージをして、そのときに私も言ったのは、本当に大事なものがあれば移植のしやすい段階で早く移植されたほうがいいですよという話をさせてもらっていたということです。

ただし、今回事務局の側は、その5メートルというような形はある程度の方針として考えますけども、より詳しく細密に見ていきますよということで、現地調査という話で持ってこ

られた。その段階でもう既に5メートルとかそういう発想は事務局側としては考えておられない、現実はどうなんだという話でされておりますので、今は1本1本の木を見て、この木は石垣に対してどういう作用をしているかというのをみんなで見ていきたいと思いますという形でされましたので、それは高さの話じゃなくて、石垣を潰す潰さないだけの話、非常にシンプルな形にされていったんですね。ですから、私はシンプルにしていくほうが現場に対しては非常にきっちりとした判断ができると思って聞いておりましたので、私はそれに対して賛成してたというふうに考えております。

ですから、今、高さのということを入れてくると、シンプルにしていこうとしていた方向性とまた違うことを言い始めておりますので、そうしますと、それはどういう意味なんだろうという説明をちょっとしていただかないと、私自身も理解がしづらくなっていくところだと思って聞いております。要するに、石垣の上側のところにある石を動かすか動かさないかだけの話でございますので。

○高田知紀部会長

石垣そのものに対する影響というものと、石垣の上に生えている木がもたらすリスクというところの二つをちょっと一緒に考えてしまっていたところがあって、当然石垣というものに対しては、高さは何メートルであろうと文化財的には同じ石垣だということで、それに対して木がどう影響するのかという一つの考え方があって、村上委員はそれを軸に、高さじゃなくて石垣というものに対する影響で考えるというシンプルな考え方がいいんじゃないか。

私とか丸谷委員が今ちょっと思ったのは、それプラス高いところのほうがやっぱりリスクという点で考えると、石垣の上に木が生えているもたらすリスク、短期的なリスクというのが大きいので、高いほうは切ることはやむを得ない部分があったとしても、短いほうはもう少しそこをこれから継続的に議論した上で考えてもいいんじゃないかというのが、多分私たちの議論だったと思うんですね。そのあたりは。

○村上裕道委員

リスクの考え方として一番考えないといけないのは、石垣が崩壊する、要するに石が落ちるということで、それに人が当たるか当たらないか、それがリスクの話です。高石垣で10メートル以上もあったときに、私現場でも話させていただきました。石垣の天端から2分の1Hは、要するに5メートル以上は石垣は完全に落ちますよと、そこぐらいまで。ということは、何百キロの石がそこに落ちるといことは、そこに下に散策路があった場合はこれ危険ですねということで、それはリスクとして考えますと。

反対に、事務局側に私現場のほうで、1メートル、2メートルぐらいの高さのものであれば、その落下のこと考えたらそこまで問題ないんじゃないのという話をしていたんですが、それに対して事務局のほうは、いや、子供たちが石垣登るんですと、1メートルあるか2メートル

ぐらいの低いところ登るんですと、登ろうとしたときに緩んで落ちるとというのが、落石したときは事故起こしますというので、同じリスクなんですという説明をされておられましたので、それならば高さということを入れて話をすると複雑になり過ぎますので、シンプルな話をすると、それは石垣の石を動かすか動かさないかだけで考えたほうがいいですねという話をさせてもらっていたというところでございます。

○高田知紀部会長

今の村上委員の説明で、私、低いほうのリスクというのも、子供に登ったりというのも確かにそうだなという感じはしましたね。木を守るために子供登らないでという看板貼るのがいいのか、木を切ったら登っていいんだったらそういうふうに自由にしてあげたほうが公園としていいのかというのは、ちょっと判断が。

そのあたりどうですか。事務局も現地でそういう説明された何かもうちょっと意図というか、管理者側の考えも聞かせていただいて、ちょっと大事な議論なんでちょっと時間使ってというか、この後の管理方針とも関わってくるので。

○事務局 北村

この後説明しようと思っていた資料3-3に出てくるんですけども、前回、前々回ですかね、説明した資料3-3の10ページ御覧いただけますか。

○高田知紀部会長

じゃあ、すみません、一回、資料3-3の説明してから、もう一回これいいですか。そっこのほうが。

○事務局 北村

そうでしょうか。

○高田知紀部会長

じゃあ、資料3-3を、一回説明していただいて、もう一回この個別の話を基に管理方針についても議論できたらと思いますので、一回、資料3-3の説明をお願いいたします。

○事務局 北村

それでは、資料3-3を御覧ください。

[省略：(資料3-3)の説明]

議論になるところとしては、先ほど議論に出てきたように、11ページ、12ページあたりのどのような考え方でやるのかというところの議論になってくるかと思います。我々としま

しては、低い石垣のほうはもちろん、子供たちが遊ぶという懸念もありますし、それから文化財への影響で現に動かしてるものもあるので、文化財の保存に著しく懸念があるというふうに考えておまして、伐採対象ということで挙げさせていただきました。

以上です。

○高田知紀部会長

今、資料3-3では石垣周辺の樹木管理の方針ということで考え方を説明していただいて、また、ちょっとさっきの議論に戻ると、低い石垣の周りについては、ここで言うともう既に石垣を動かしているものと、短期的にすぐ石垣を壊す、成長により壊すおそれがあるということで、樹種はイヌビワ、モチノキ、ウバメガシという種類ですね。このあたり、ウバメガシなんかは切った後の活用なんかも考えていこうという話でした。

どうでしょうね、さっきの本丸の西側の低い石垣の周りについては、経過観察をするという考え方もありますし、上町委員の考え方だと、いずれ石垣に影響を及ぼすのであれば、今切るか先に切るかというところで、今切るということをここで決断する必要もあるんじゃないかという御意見だったかと思います。この辺はちょっとあれですね、どういう。

小林委員、ちょっと現地も見ていただいたんで、低いところの周辺、イヌビワの木とか確認しましたけれども、この辺りの木は石垣から生えているやつもありましたよね、イヌビワって。そういうのは、イヌビワだったら県内にいろんなところに生えていると思うんですけども、樹種も踏まえて、低い石垣の周辺の樹木の取扱いについて何か考えとかがありましたらちょっとコメントをいただきたいと思いますが。

辰巳委員、先に。

○辰巳太一委員

低い石垣のところですけども、私も見ましたけれども、やはり石垣に影響している木をやっぱ赤の印でしっかりとチェックしていただいているということで、伐採するべきではないかなというふうに私も思います。短期的なリスクはやはりどうしても回避していかないといけないかなというふうには思いますので、そこについては伐採に賛成なんですけど、これまでの経緯、資料3-3ですよ。切り株が見苦しい、むしろ景観が悪くなったというような、こちらあるんですけども、私もちょっとそれ結構懸念してまして、例えば巽櫓のやや東側ですかね、階段のところの大きな木の切り株、多分あれ一番大きい、目立つんじゃないかなと思うんですけど、切った後すごい見苦しいなって私も思っているんですね。あれをどうやっていくのかというのを参考にさせていただくというところなんで、考えをちょっと教えていただけたらなというふうに思います。

○高田知紀部会長

切った後のリスクと見た目の処理の話も含めてですね。

じゃあ先、事務局それについてはいかがですか。切り株の処理ですね。

○事務局 北村

なるべく地面に近いところで切るということが一つと、それから草刈りの方法を、あんまり草を刈らないようにして、草を伸ばしてあんまり目立たないようにするということをしておりますが、逆にそうすると今度は、草ぼうぼうな感じになって見た目悪いという苦情も来るので、それはちょっとやりながらのところになっていきますけど、今のところやっていることとしては、切り株の周りの草はあんまり刈らないと、結構ちょっと高めに生やすような管理を今しているところです。

○高田知紀部会長

引き続きいかがでしょうか。小林委員、低い石垣周辺の樹種も含めて処理について、何かもしお考えがあれば。急に振って申し訳ないですけど、いかがでしょう。

○小林禧樹委員

私も現地見ましたけども、そこまで切る必要あるのかなと思ったけども、実際そういう石垣を崩すおそれということがあったり、今いろんなことを考えたらやむを得ないかなという感じはちょっとしましたけども、ちょっとそれに関連して、そういう今伐採の話がずーっと出てますよね。それで、今回はどの木を切るかということではずーっときてますけれども、一方では、私が大事だと思っているのは、資料3-2の302という木が、アベマキの高木があります。これは今経過観察の格好になってはいますが、以前の計画では伐採計画にかかっていた木です。ところが、これ明石公園の中でも全部調べたわけじゃないんだけど、アベマキの木の中でも有数の幹周、胸高直径のある、我々が測って2.75メートル、かなりの巨木で、だから御存じの方は、明石公園の中に入ってちょうど櫓とかが、お城のほう見たら高い木が1本ぼーんとアベマキの木が立っています。だから、我々はもう明石公園のシンボルだと。残った、明石公園の樹木伐採を逃れたシンボルの木だと位置づけて、これはもうずーっと残して行ってほしいと、残していきたいと思っています。そういう、どうしてもどの木を切るかという話で、現地でもそういう形でちょっと石垣との関係でいろいろ複雑な気持ちで現地を見たりして、やむを得ないケースもいろいろあったりして、それはそれで仕方がないなということではずーっときてましたけれども、この今言った図の302という、こういう、今流れとしては伐採という計画、どういう木を伐採するかという計画ですけど、明石公園で残していく木をどうするか。そういう保全・保存していくそういう木をどうするか。そういうものをつくっていかう、我々としては302はもう残していく、保全していくそういう木として、剛ノ池の近くにあるタブノキと同様に、そういうものを明石公園の中にいろいろつくって、やむを得なく伐採するものも当然出てくるけども、明石公園のシンボルなり、明石公園の生態系を維持していくためにも、皆さんのいろんな形での明石公園の憩いの場をつくっ

ていくためにも、そういう木を、大事にして残していく木、そういうものもやっぱり一方では指定してやっていく、そういう考え方、それが大事だなと。今は伐採の局面でずっときてますけども、残していく木、それをどうするかということ将来、この場ではすぐできませんけれども、そういうことをやっていく必要があるなということ最近ずーっと感じてきていまして、それは、だからこの後のいろんな明石公園のあり方検討の中でそういうことも検討していく必要があるだろうと。だから、そういう暗い話だけじゃなくて、将来こういう形で明石のシンボルになるような木を残そうじゃないか、みんなが楽しむ木を残そうじゃないかというふうなそういう局面もこれからつくっていききたいなと思っています。

以上です。

○高田知紀部会長

じゃあ、村上委員、関連して。

○村上裕道委員

関連してというよりも、小林先生のほうから、私が一番望んでいるお話をしてくださったんでうれしいと思って、それでちょっと私もその部分についてお話をさせてもらおうと思っているんです。

今、二百七十何番のそういう赤くなっているところの印の木は、本来ここに木としてそれを残して見ていただけるようにしようというような発想で本当にここに植えたんだらうかと、僕、前から感じているところなんです。お話ししたように、裏込め石のごつごつしたところに木を植えて、そこで木がうれしく育っていく場所なんやろうかというふうに思って見てたんですね。何でそんなところ植えたのというイメージで見ていたんですよ。そうではなしに、本来城のところなんていうのは木を植えてないところなんです。木を植えたら敵が来たときにそこに隠れるから鉄砲で打てないし困るんで、木はほとんど植えないというのが基本のスタンスなんです。だけど機能が変わってしまって、そこで都市公園としてみんなが楽しく過ごそうとしたときには、やっぱり木が要るわけなんで、そうしたらどこに木を植えて最終形のデザインとして考えるんやろうというふうに本来考えないといけないのは、ここに木を植えるとこのデザインが何も僕には感じれない。ということは、今までの人たちはどういうイメージで木を植えてきたんだらうというのが分からないんですよ。本来、今小林先生もおっしゃったように、100年先の世代に木を我々今植えてプレゼントしたいんだというような、そういう気持ちであれば意図が見えるはずなんですよね。それをつくっていきましようかという話ならば、それは物すごく賛成だし、そのときには、将来ここにあると困るというようなところは最初から避けてちゃんとデザインして植えていくはずだし、そういう場所というのは本来的に木として考えるべきところじゃないかなと思っていましたんで、今、小林先生おっしゃったのは、そういうイメージで私も同じように思っていたんで、そういうふうに思います。

ただ、302のところは、ここはもう既に議論する段階を越えてしまっている木だなと思って見ていました。どういうことかと言うと、あの木を今切ったら石垣また崩れます、必ず崩れる。だから、あの木と石垣は一心同体でどういうふうにごすかということを考えざるを得ない段階にもう既に来ちゃっているものだなと思って見ていましたんで、それは特別な位置づけとして経過観察して行って、ずーっとどうしていくかという見方をする以外にもうない大きさになってしまっている木だなと思って見ていましたんで、その象徴という話もよく分かったし、だからそのときには、ここは違う場所として石垣も一緒に考えていかざるを得ないだろうというふうに思っていたというところでございます。

以上です。

○高田知紀部会長

なかなか難しいところではあるかなと思うんですけど、小林委員おっしゃってくれたみたいに、木をポジティブに捉えて、明石公園の重要な要素として認めていくということ、そういう議論も重要なんじゃないかということ、それはまた今後の方針としてすごく重要な点になるので、後で事務局から考え、現時点での考えをお聞きしたいと思います。

低いところの樹木をどうするかについては、本当にどのタイミングで誰がこれについて責任を持って判断するのかという問題になってきて、このあたりは、私この部会の部会長を仰せつかっているので悩ましいところではあるんですけども、でもこの部会で一貫して議論をしてきたのは、石垣も城も樹木も運動施設も全て明石公園の大事な部分、そのどれが優先順位というわけではないので、やっぱり石垣に対して何か影響を及ぼすような樹木が今ここにあって、可能な限り樹木を残しつつ、でも低いところについても現時点では樹種として、私現地で話しましたように、ウバメガシなんかもうずっと日本人が切って生活の糧にしてきた樹木なんで、そういう切って使うというところもすごく重要な環境学習のプロセスというふうに捉えると、木を残すということと、木を使って人間が生きているというプロセスも考えるのであれば、今の議論を聞いていると、低いところ赤についても石垣を守るという観点で今回判断して切るということ、この部会の部会長として責任を負ってもいいのかなというふうにちょっと考えました。そのあたり、ここはもう部会長のリーダーシップを発揮するところになるんですけど、丸谷委員、ちょっと私今そういう考えで話しましたが、経過観察したほうがいいんじゃないかという御意見言われていて、どうですか、私がそういうふうに判断するというふうに言ったことについて。コメントなければいいです。

○丸谷聡子委員

まず、高い石垣のところからやっていく中で経過観察をして、これ1年から2年って書かれていますので、早期と言いつつも2年ぐらいの計画でやっていかれるんだらうなと思いますので、そういう危険性の高い、高いところから切りながら、石垣への影響であるとかそういったものを見た上で今後議論をしていけばいいのかなと思っていますし、低いところを、

そのままに置いておくから石垣が崩れて、子供が登って危ないのか、むしろ切ってしまうか、また緩むのか、そこは本当に経過観察しながらの方向性かなと思いますので、一定、1年から2年ということであれば、まずは危険性の高いところからだと思っています。

○高田知紀部会長

そうですね。じゃあ、伐採のスケジュールの中で、高い石垣の周辺については今委員の皆さんおおむね現地も見て、早期に切るほうがいいだろうという、それは利活用をするという視点も含めて、それはいいかなと。

低いところに関しては、高いところの作業を進めながら、ちょっとその経緯も共有して、基本的な方針としては、石垣に影響を及ぼす樹木に対して対処するというのはこの部会の中ではいいと思うんですけど、高い低いでリスクが変わってくるので、低いところは1、2年の間でどうですかね。先に切るというよりも最後のほうに切って、これから開かれる談義所でもう一度現地を見るということでもいいかなとは思いますが、そのあたりどうですか。一律にやったほうがいいのか、ちょっと赤は切るという方針の中で段階的に考え方を分けるということでもいいかなと私は思いましたが、事務局、いかがでしょう。

○事務局 北村

1、2年というふうにしたのは、予算的な問題があるというところが実は一番大きいところなんです。当初、あり方検討会の前はこのエリアを一つの工事でやろうと思っていましたので、作業効率、税金の使い方としては、この西側を一つの工事として発注して切るのが恐らく適切な作業ロットになるかと思っています。

ただ、来年度予算もまだ全然議会での議論も、我々事務局もまとめていないところなので、来年度切りますと断言することはできません。今年度の予算は確保してないので、今年度切ることはないんですけども、1、2年というのは、決めたのは実は予算的なところが一番大きいところなんです。もし大量に伐採すべきだみたいな話になったら、予算追いつかないとか。当然議会で予算の制約があったら切れないとかというのがあるので、やるのであれば、もう一つのロットとして工事発注をして、伐採作業をするということが現地の執行上はいいと思います。

それから、委員の皆様方に1本ずつ見てもらって判断をしている中での議論の結論というか、一定の判断ということがあるかと思っていますので、この場所でどうするかというので議論を決めていただけるとありがたいと思っております。

○高田知紀部会長

そうですね。悩ましい、悩ましいというか、低いところに関しても現地見て、石垣を守りつつ、小林委員の言ってくれたことが全てかなと思うんですけど、大切にする木のことを考えてあげようという視点で議論するほうが私もいいかなと。ここの低い石垣の木たちは、さ

つきも言ったみたいに利活用も含めてきちんと処理してあげるといことで、逆に855とか856のこの周辺にあるカキノキとか大事にしたい木を、どういうふうによこの重要な樹木の資源として位置づけていくかというのを、今後の談義所のような場で議論できたらいいかなというふうに思いますので、低い木についても事務局の提案どおり処理するという考えで。

そうすると、先ほど村上委員がおっしゃったように、石垣という文化財に対して何か影響がある樹木というのを1本1本丁寧に見ていくというシンプルな視点でこれから樹木のあり方をみんなで議論できるかなというふうに思いますので、それはもう部会長の判断でそういうふうにしたいと思いますが、よろしいですかと聞くと皆さんあれなので、そこはもう私が判断します。それで検討して、最後、最後というかももう一度精査して、確定した資料を出していただけたらと思います。

あわせて、小林委員おっしゃったみたいに、今後の守るべき樹木、大切に育てていく樹木ということの議論をどういうふうにしていくのかということについては、これは私もすごく重要な視点だと思うので、事務局の今のお考えを聞かせていただけたらと思います。

○事務局 北村

ありがとうございます。守るべき樹木の話って、実はこのあり方検討会が伐採するかどうかみたいな話で盛り上がっちゃっていたので、守る話というのは全然我々も検討してきてないんですけど、ゾーニング図Bのほうでも位置づけをしております。大事なものはどうするのかみたいなのはやっておりますし、それ以上に、多分保存樹木みたいなものとか、県の文化財的な発想とか、小林委員の言われているのは、多分そういうような位置づけを、公園独自でもいいんでしょうけど位置づけをして、みんなでシンボルとして大事にしていきましようねということかと思ひます。

それについては、反対する要素は何も我々としてはないです。どういうふうに進めていくかということになるかと思ひます。村上委員も言われたように、あんまり大きくなり過ぎちゃってる、アベマキのところはもう一心同体だっというところもあるので、これは別途に管理計画が必要になってくるかと思ひますけど、そこまでじゃない木でシンボリックなものとか、そういったものの位置づけ、前向きに、明るい話でということよ小林先生言われていましたけれども、それこそ談義所と言われているような場所とかで、みんなでじゃあどれにするというのを現地見ながら選んでいくとかそういったような仕掛けをしていくのがよいかなど、今の段階では思ひました。

○高田知紀部会長

小林委員、何か認定樹木みたいなのをこれからみんなで定めていこうとか、特に大事な重要な樹木資源みたいなのをちゃんと現地でも分かるように明記していこうというようなそういう御提案も、歩きながらされていたと思うんですけど、そういったイメージでしょうか

ね。

○小林禧樹委員

既にこのゾーニング図Bとか、主にBですね、この中にイスノキとかタブノキが入って、実際これ我々、前の何回目かの検討会でもちょっと言ったんですけど、ホルトノキというのが、淡路島にしかないものが明石公園に見られるという、そういう木も明石公園にはありますので、そういうものも含めて、それからカゴノキが載ってますけども、こういうふうなまだいろいろとこれに追加するものも、これまでの調査の中で出てきていますので、そういうものを加えていったらいいんじゃないかなと。明石公園は切るだけじゃなくて、そういう木も残していくところなんだなということを、市民の皆さんが、そういう公園を利用している方がいろいろ理解していくという、そういうものもつくり上げていったらいいんじゃないかと思います。

○高田知紀部会長

初めのほうの議論で、公園の計画、新しい計画なのか今までの計画をブラッシュアップにするのかは置いておいて、やっぱり明石公園のあり方として樹木を大切にしていくというのが場所場所で明記されて、明文化されているということがすごく私も重要なポイントかなと思いますので、今後、新しい計画なり何なりをつくっていくときにも、そういう樹木認定とかゾーニングの考え方とか、そういうところできちんと明文化していくことをやっていくと、それは長く引き継がれていくかなというふうに思いますので、それは強く事務局に私からもお願いしたいと思います。

嶽山委員、入られていますね。嶽山委員と飯塚委員と、何かオンラインすみません、振らないとなかなか発言しづらいと思いますので、何かこれまでの議論で戻ってもらっても結構なので、ちょっとコメントいただけたら。

○嶽山洋志副部会長

僕も前回フィールドを皆さんと一緒に見て回った結果を尊重したいという立場であります。そのときの議論として、ちょっと一つ抜けてたというか、切った後の生態修復というか、これ多分委員長結構言っただ話だと思うんですけども、ここは切るんだけども別のところでみんなの森みたいなものをつくっていくとか、何か明石高校さんが選択的草刈りをしているようなそういうような場所があったかと思うんですけども、そういった多様性の高い場所というものを新たに創出していくような取組、これを一方で進めていくということを、これミティゲーションなんていうふうに専門的には言ったりもしますが、代替措置、これを加えながら議論がしていけると、よりいいのかなというふうに思いました。以上です。

○高田知紀部会長

ありがとうございます。単に切る切らないとか残すだけじゃなくて、より豊かにしていくという視点で石垣周辺の考え方、今回伐採とか剪定とかという話は石垣周辺の話で、明石公園全体で考えるともっと豊かな森というのをいろんな方法でつくっていけるというふうに思いますので、木が伸び伸びと枝を伸ばせる場所でしっかりと木たちを育てていってあげる、そのための方法というのも考えていくというのはこれから重要なポイントだというふうに私も思っています。

嶽山委員、ありがとうございます。

飯塚委員も何か、今までの議論、ちょっとすみません、振ることを忘れていまして。何か、何でも結構ですのでコメントありましたら。

○飯塚由美子委員

私ちょっと当日欠席させていただいていたので、ということと、ちょっとその辺のところは疎いところもあるので、木とか石垣とか疎いところあるんですけど、今の皆さんの熱い思いはすごく伝わってきまして、落とすどころどこになるのかな、これまとめていくんだろかなって、すごく客観的に見てしまっていたんですけど、ただ、本当に皆さんの御意見を最終的にまとめていかれる方も大変だと思うんですけども、いいようになっていくんだろかな、こんだけの熱い思いがというのが非常に客観的に思いました。

あと、今さっき言われていた、その公園の木々もとっても大事なんですけど、作っていただいたインクルーシブ遊具のほうの御報告をさせていただきますと、10月6日にうちの肢体不自由児の子たちが遠足に、インクルーシブ遊具のあの公園のところに行かせていただきました。そして、今度11月2日に発達障害・知的障害の子供たちがあおぞら園として遠足に行かせていただきます。そういうところがあったということで、木々やいろいろなところもすごく大切というところなんですけど、一方で見まして、障害のある子供たちの親、子供からすると、とっても感謝されていますので、その部分だけちょっと私の立場的に御報告させていただきます。

あとはすみません、あんまりほかのことにお役に立てなくて申し訳ありません。

以上です。

○高田知紀部会長

ありがとうございます。私もその折に行かせていただいて、本当にインクルーシブ遊具のところでは子供さんも、印象に残ったのはやっぱり親御さんもすごくうれしそうに遊ばれているのが印象的で、その場がまさにこの部会で議論してこれから明石公園全体をインクルーシブという視点が出たので、私もあの日はずごく幸せな気分になりました。ありがとうございます。

樹木管理の方針ですね。そのほかにもいろいろありますけれども、何かこの資料の中で、あ

るいは先ほどの事務局の説明の中で委員の皆さん、ここ気になるという点がございましたら、全体的にお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですかね。

前回の議論からかなり方針のところもブラッシュアップしてもらったんですけど、ちょっと16ページの幼木とかつる等の扱いについて、これ今日の会議の前半でも出てきたので、ちょっともう一度ここは詳しく説明しておいてもらったほうがいいかなと思いますので、改めて事務局ここについてお願いできますか、今後の方針を。

○事務局 北村

最初のほうでも御指摘いただきました石垣に草が生えているところ非常に景観上問題があると。一方で石垣の隙間に希少な植物生えているのをどうするのかという問題もある。それから、前回の現地視察で見ていただいたとおり、石垣から細い木が結構によきによきと生えていまして、細いといっても実はすぐ大きくなる。キリノキなんかは特に大きくなって石垣に影響を与えるというところがあるので、どうするのかというところについて明記をさせていただいたというところがございます。なので、繰り返しになりますけれども、石垣に生えている雑草や幼木、つる植物等について定期的に除去しますし、特に幼木は可能な限り早期に除去していくと。ただ、希少な植物がいるというのは分かっていますので、どの時期に草刈りしたらいいのかとか、どういうふうな作業上の配慮が要るのかといったようなところは、小林委員はじめ専門家の意見をちゃんと聞いて対処をしていきたいというふうに考えております。

石垣周辺に生える幼木についても同様でございますので、小さいうちに切れば、大きくしちゃってからだと問題がどんどん出てくる一方ですので、幼木のうちに草刈りと一緒に刈れるような範囲のうちに切ってしまうという管理をしてきたいというふうに考えております。

○高田知紀部会長

幼木の扱いについては前回、上町委員、村上委員もコメントいただきましたけど、こういう方針、今出していただいていますけど、何かコメントありますか。

○上町あずさ委員

幼木を切っていただくのは本当に大事なことだと思っています。石垣に生えてくる貴重な植物というのは恐らく、先ほど小林委員もおっしゃったように、海辺の植物が海に近い岸壁と思って石垣に着くということがあると思うんですけど、ほかのイヌビワだったりとか、つる植物というのは、本来別に生息域がいっぱいあるのでわざわざ石垣に生えてもらわなくても結構だと思いますので、除去していただいて結構かと思います。

以上です。

○高田知紀部会長

幼木について村上委員も前回コメント、それでよろしいですね。

また、希少な植物とか選択制草刈りというのは、今後の維持管理の具体的な方法になってきますので、管理方法をどういうふうにするかという体制でやっていくのかということと、あとは情報共有ですね、歩きながらこういうの見つけたけど、それをどういうふうにするかという情報が共有していくのかという情報共有のところも、恐らくこの部会と県の公園のあり方の全体のほうでもそこは重要なテーマになっていると思いますので、しっかりとこういう方針は持ちつつも、個別の特殊なケースにも対応できるように考えていただけたらというふうに思います。

あとは、伐採樹木の活用ですね。これは私はすごく重要だと思っていて、やっぱり樹木のサイクル、人間が生きていく上で樹木を使わせてもらっている、そういった木を使いながら、人間にとっての楽しみとか、樹木のまた違う生きる道みたいなのを公園利用者全体で考えながら、明石公園の中でそういうサイクルが体験できるということはすごく子供たちの環境教育にとっても重要なポイントだなと思っていますので、このあたりは、最後はまたプレーパーク、嶽山委員からちょっと報告とかあると思いますので、最後そのあたりちょっとコメントいただけたらと思います。

では、樹木の管理の方針について、ほか気になることございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(3-1) 意見交換会における意見に対する対応 (第10回)

○高田知紀部会長

では、次の議題に移りたいと思います。

次は、活性化のあり方についてですね。

意見交換会における対応ですね。これ前回、丸谷委員からもコメントいただいたように、意見発表していただいた方への対応ですね。これ資料作ってもらっていますので、その報告をお願いいたします。

○事務局 北村

それでは、資料4を御覧ください。

[省略：(資料4)の説明]

○高田知紀部会長

これは意見交換会における出た意見について、県の対応についてまとめていただきましたが、これについて何か御質問とかコメントがございましたら。

ちょっと私から1点、今回発表していただいた皆さんの意見に対して、管理者としての県

の対応方針というふうにまとめられていますけれども、実はこの市民の皆さんの提案って、県の対応だけで実現できることって多分ほとんどないと思うんです。利用者、市民、その他の明石市もそうだし、管理されている協会もそうだし、利用者ですね。県だけで何かこれをしようとするんじゃなくて、明石公園に関わるありとあらゆる人でこういった提案というのをどうやったら実現できるのかという議論をしていく必要があると思うんで、県だけでやろうとせずにいろんな人とコラボして、こういった提案をどういうふう to 実現できるのかというそういう考えでいてもらおうとよりよいのかなというふうに私は思っていますが、その辺、県、いかがでしょうか。事務局。

○事務局 北村

おっしゃるとおりでございます、県だけではとても。大事なことですし、公園にとっても、公園が地域とかいろんな人にもたらす効果としても大事なことはいっぱいあるんですけども、とても県だけではできない、公共センターだけではできないことがたくさんありますので、今回の一連の部会の検討でもあるように、様々な人の参画を得て実現していく、参画を得ないと実現できないし、そのプロセスが大事なんじゃないかというふうに考えております。

○高田知紀部会長

ほかいかがでしょう。

丸谷委員、お願いします。

○丸谷聡子委員

今回ですね、明石公園における活性化ということで、県民、市民の皆さんに意見をいただいたと思うんですね。これ何のためにやったかという目的なんですけど、こういった公園利用者から幅広い意見を、部会の検討事項の中に反映するのであれば、部会としてこの意見をどう引き取っていくかということはまず考えていく必要があると思うんですね。県の対応方針は出されているけれど、そうじゃなくて、この部会としてこういった意見をどうこのあり方検討会の議論の中にしっかり活性化として盛り込んでいくのかということがすごく大事だと私は思うので、ただ、意見ありました、県こう対応します、ああそうですかって終わるものではないと思うんですけど、いかがでしょうか。

○高田知紀部会長

そのあたりいかがでしょう。先ほどの私の、誰がどういうふう to これを今後実現していくのかというプレイヤーと、これをどう位置づけるのか、この提案を公園のあり方の議論の中にどう位置づけるのかということも、しっかりと部会の議論の成果の中に明記したほうがいいんじゃないかという御指摘だったと思います。

○事務局 北村

ありがとうございます。とても大事なことだと思います。活性化について、赤穂海浜公園、播磨中央公園の部会のほうでも意見求める際は、民間活力導入のやり方のスキームとかについて意見くださいと言うんですけど、そういうところではあんまり出てこないんですね、ちょっとややこしい話でもあるので。具体的な各公園のこんなことが必要だとか、こんなことやりたいというのが過去2回も出てくるので、明石もそうだろうと思って、それはそれで歓迎だというふうに思って意見募集を行いました。そういうような意見をたくさんいただいたというところであります。

大事なことは、あり方検討会として意見を反映させるということであれば、この2ページ目にまとめたところと、さっき高田先生が言われたような、公園だけでやろうとしない、県だけでやろうとしないというところ。いろんな関係者の活力を生かしていくんだ、巻き込んでいくんだという方針でやるべしというところを、あり方検討会全体のほうの方針としてまず位置づけていくのが大事かと思います。行政真面目なので、全部自分でやろうとしちゃったりとか、で、やりきれないとかということままありますので、そうではないんだということ議論していくと。まず大きい方針としてそれを位置づけていくことが大事かと思えます。

あと、個別のいろんな話については、これは恐らく部会の議論からいずれ協議会とか談義所と言われるようなところへの話として、こういう意見が出てきましたよということを引き継いでいくと。そこで、そもそもやれる人がいるんならやる。意見は出したけど実際プレイヤーがいないんだったら、もうそれはまた寝かしておくことになるかと思えます。県が全部やるという責任を負えるものでもないし、実現もできないので。意見はあるんだけど、じゃあやる人いるのというところですね、が出てくるのかなと。意見を見てやりたいと言う人が出てくることも十分あるので、そういったところのお題を提供していくということで引き継いでいくことが大事なのかなと今のところ考えております。

○高田知紀部会長

多分この提案の中でも、もう自分でこういうことをしてみたいという意見と、誰かと一緒にこういうことしてみたいという意見と、漠然とこういうことになったらいいなというビジョンの部分とがいろいろあると思うんで、その辺ちょっと整理してもらって、やりたいことはやりたい人ができるようなサポート体制というのが必要でしょうし、仲間探したりとかビジョンをどう実現していくのかというのは、恐らくこれからの談義所の中で議論していくテーマにもなってくるかなと思いますので。ちょっとじゃあそういう話になったので、次の活性化の考え方も説明していただいて、総合的に議論を皆さんとしたいと思えます。

じゃあ、資料の説明をお願いできますか。

(3-2) 明石公園における考え方【活性化】

○事務局 北村

それでは、資料5のほうを御覧ください。

[省略：(資料5)の説明]

○事務局 北村

活性化についての前々回からの変更点は以上でございますが、高田先生のほうから談義所についてのお話があるかと思しますので、引き続きお願いします。

○高田知紀部会長

よろしくをお願いします。

今見ていただいた資料5の主に3ページを見ていただきたいんですが、私、以前からちょっと提案をしているように、明石公園のこれからの参加の場を考えていくときに、民主的な明石公園のあり方をみんなで議論してみんなで決めていく、それを実現するための方策としては、オープンで誰でも参加できる開かれた対話の場というもの、ある程度メンバーシップ、メンバーが決まっていて、オープンな場で話し合われたことを踏まえて何かを決めていくという協議の場の、この2本柱が必要だろうということを考えていて、それをページ3のトライアングル、左下の図で表しています。市民談義所というのは誰でも参加できるオープンな場で、そこの進行とかコーディネーターは当面私がやらせていただきます。重要なのは、コーディネーターはきちんとメンバーが決まった管理運営協議会にも、この開かれた場での話を報告して、それが公園の例えば計画づくりなり、次年度の何かやる方策にちゃんと反映されているかというのをチェックする、そういう役割もコーディネーターになります。なので、オープンな場の話合いの進行だけじゃなくて、それは管理者である県、あるいは関係機関の明石市とか指定管理者とか、あるいは管理運営協議会にきちんとオープンな場での議論の成果というのを届ける。なので、基本的には明石公園というのは、その開かれた対話の場で議論したことというのを基に、それを協議会なり管理者である県が受け取って、それを基にいろんな方策を進めていくという基本的な仕組みをこれで表現しています。

先ほどの話で、これからどういうふうに市民の提案を実現していくのかということ、3ページの右下の図で表していて、今、明石公園にいろんな関わり方をされている方というのが既にいらっちゃって、そういう人たちが自由に参加して対話をして出会ったりとか、何かプロジェクトを企画したりとかする。そこでもらったアイデアというのは自分たちの活動にも持って帰られるし、自分たちだけでなかなかできないなと思ったら、仲間を見つけてテーマを決めて特定共同プロジェクトという形で何かテーマと期間を決めて取り組んでいく。この特定共同プロジェクトというのがすごくみそだと思っていて、これは利用者である市民、県民だけじゃなくて、例えば県も明石市もそういう行政も市民と一緒にこういうことや

りたいということをここで投げかけて、一緒にプロジェクトとして取り組んでいく。その成果をまた市民談義所にフィードバックするというような、こういう流れをつくっていけるといいなというふうに考えて今設計しているところです。

これを踏まえて、この高田部会長提出資料という書かれてあるチラシを見ていただきたいんですが、部会が終わる前に1回はこれをしたいなと思っていて、談義所という言葉は古くさいというコメントをよくいただいて、何がいかって私あんまりセンスがないので、いろんな人にちょっと提案をしてもらいました。やっぱり明るい未来を描くというイメージで、ちょっとキャッチーで参加したくなるようなわくわくするようなネーミングがいいという声をたくさんいただいて、そういう声をちょっと踏まえて、今、明石公園みんなのみらいミーティング、頭文字を取るとM・M・MとMが三つ並ぶようになって略して書くのも簡単かなと思うんですが、そういうネーミングにしています。年内にやりたいなと思っていて、12月17日の日曜日の昼間になるんですけれども、1回目を開催できたらというふうに考えています。

この1回目は、ちょっと取りあえずいろんな明石公園に関わっている人、これから関わりたい人がどんな人がいるのかなというのを、本当にカジュアルに交流できるような未来カフェというのと、それを踏まえて今後明石公園こうしたいよねという未来を語るような談義という二部構成にしたいと思っています。みらいカフェのほうは、ポスター発表のような場をイメージしていて、明石公園に本当に多様な主体が関わっているので、個人、団体、行政、民間問わずいろんな人が、こんなこと明石でやっているよというのをポスターで掲示して、その前で自由に利用者が対話できるようなそういう場をイメージしています。二部はそういうことを踏まえて、ちょっとワークショップ形式で自由に意見交換をできたらなというふうに考えています。

主催は、これ私の試案なので、県にも明石市にも協会にもうんと言ってもらってないんですけど、私は理想としては、県、市、協会というところが横並びで一緒にこれをプロデュースしていけると、とても創造的な場になるんじゃないかと。というのが、恐らく公園のミーティングだけれども、公園の中に閉じない議論がたくさん出てくると思うんです。明石のまちづくりに関わる話も出てくると思いますので、そういった意味で、本当に県と市と協会と一緒にこういう場をマネジメントして、主催というのはどんどん形を変えていってもいいと思うんですけれども、スタートとしてはこういう協働で一緒に考えていけたらなというふうに考えています。

裏面は、ちょっと未来ミーティングのポスター発表の募集要項ということで、募集のひな形ということで、こういうフォーマットに書いてもらったら事務局のほうでポスター印刷して、当日掲示して、みんなで議論するという形にできたらなと思っています。カフェと言っているので、私、実際にコーヒーとかお茶を入れてみんなに振る舞おうかなと思っていますので、堅苦しくなく誰でも来て、お茶飲むだけでもいいのでお茶飲んで、どんな人がいるのかというのを知れるようなそういう場にできたらなと思っています。

こういったことをちょっと企画して、これをこの部会じゃなくて、こういうオープンな場で本当にこれから明石公園のことを本格的に話し合っていくということのきっかけにしたい、きっかけというか取っかかりにしたいというふうに思っていますので、今、部会はちょっとクローズの決まったメンバーですけれども、本当に今日の樹木1本1本どうするかという話は、これから、こういうみんなの未来ミーティングのような開かれた場でやっていく、こういう仕組みをちょっと私から提案したいというふうに思っています。また、委員の皆さんから御意見いただけたらと思います。よろしくお願ひします。

進行私ですね。ということで、御意見とか御質問ございましたら、委員の皆さん、お願ひします。

何か、中務さん。目があったから、言いたそうですね。

○中務裕文委員

活性化について、先ほど北村課長のほうから御説明いただいたように、ゾーン区分をきっちり行うということが非常に大事だなというふうに思っております。ただ、ゾーン区分の中でも、結局明石公園をどうしていくかということに関しましては、談義所から今すごくいいネーミングになったなと思うんですけど、みんなのみらいミーティングいう中で、実際活性化という中に関して民間活力までは必要ないということが総意としてそういう意見であればそれも一つの方法でしょうし、ただ、一つ活性化を進めるとしても、そのときに事業者主導でこの部分を触らせてほしいということで進めるのではなくて、ゾーン区分の中でここは絶対いらってほしくないということがあるのであれば、それは当然公募の条件として整理した上で、そこはもうきっちり触らないという意見の中で違う部分として公募対象の施設を考えてくださいというような整理をすることで、そこはクリアできる部分ではないかなと思っておりますので、それらに関してはそういう手法を取っていくというのも一つの方法じゃないかなということは考えている次第です。

○高田知紀部会長

事務局、いかがでしょうか、中務委員のコメントについて。

○事務局 北村

まさにそのとおりだというふうに思っています。現段階でゾーン変更を伴うような民間活力を導入したいということは全然考えてないんですけども、民間の提案って思いも寄らないようなものが大体出てくるので、そういう場合にどうしようかということのまさにルールを想定しておきたいということでこの項目を追加をいたしました。積極的にやりたいという何か腹案があるわけではありません。もちろん利用者、それから公園管理者の意思というのは大事なところになっていきます。それこそ、ここはじゃあ民間の発想に任せてみようという意思を決めるのかどうかということのところを合意形成を図りながらやっていきたい

というふうを考えているところです。

○高田知紀部会長

そういう民間活力導入どうのこうのという話も、私は何か明石公園のあり方の全ての入り口がみんなのみらいミーティングに集約されたらいいなと思っていて、例えばミーティングの中で、こういうことできたらもっといいよねという話で、それに民間活力が必要だねとなったらそういう人たちを呼んできて勉強するとか、あるいは企業側もこういうことを明石公園で提案するのであれば、みんなのみらいミーティングで1回市民と一緒に話をして、こういうことできるんじゃないかというような、まさにそういうアイデアが生まれたりとか、アイデアをブラッシュアップしていく場に位置づけられたらいいなというふうに思っています。

丸谷委員、お願いします。

○丸谷聡子委員

民間活力導入については、今後の協議の中でやるやらないも決めていくということなんですけど、行政がやる場合、予算が伴ってくると思うんですけど、そういったスケジュール感、フローの中にはスケジュールとかは書いてないんですけども、それは、そういうことができたときに次の何らかの予算取りをしていこうというようなそういう考え方とっていいんでしょうか。

○高田知紀部会長

では、事務局、お願いします。

○事務局 北村

市長なので御存じのとおり、予算は前年度に用意しておかないといけないというところあります。それも、実はほかの県立公園でも民活導入を進めていこうという、赤穂海浜公園なんかは非常に民活をやるべしというところで合意形成が図られているんですけども、公募するのは再来年度ということです。指定管理で期限が切れるときに合わせてやろう、そうしないと現在の指定管理者のところに新たに民間事業者が入ってくると、入ってもいいんですけどややこしいので、切れ目でやろうということを今のところは、ルール化ではないんですけども考えています。

そうすると、そこからスケジュールが逆算できますので、恐らく2年、3年ぐらい、指定管理者の期限が切れる2年もしくは3年ぐらい前から議論をスタートしていく必要があるんじゃないかというふうに考えています。なので、懸念されるのは、予算ついちゃうとやらなきゃいけないから無理やり合意形成してやるみたいな話を懸念されているかと思うんですね、行政やりがちなので。ではなくて、もうこういうスケジュール組んだらそういう前提でやっ

ていこうと。要は、合意形成の時間をちゃんと見越して、次の指定管理の切れ目はもう分かっているんで、仮に逆算してスケジューリングしていこうということを考えています。

○高田知紀部会長

そのあたりのスケジュールも、もう県側もオープンに談義所とかで本当に共有して、どれぐらいの時期にどういうことを考えないといけないのかというのを、私たちが利用者側も分かっているようで分かっていないところもあるので。

○事務局 北村

そうですね。赤穂海浜公園の場合は、そのスケジュールも管理運営協議会でオープンにして、ここに向けてこういう議論をこの段階で、今月はこういうことをやりますというところのスケジュールをオープンにしながらやっていっていますので、そういうところが一つ、県立公園全体としては先行事例になるのかなというふうに考えております。

○高田知紀部会長

ほかいかがでしょうか。

みらいミーティング、なんか勝手に明石市書いたけど、いいですか。後で、ここで答えあれなんで、また御検討ください。協会の理事長もいらっしゃるんで、ちょっと検討いただけたら。私は三者並びでできたらなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

では、ちょっと時間が来ていますので、おおむね今日の議事次第は済みましたね。

その他で、嶽山委員、プレーパークについて御報告と御案内があるということですかね。

○丸谷聡子委員

参考資料1なんですけど、明石公園における考え方で、ゾーニングはそれぞれされたと思うんですね。参考資料の例えば8で、石垣周辺の樹木を1本1本について確認するとか、それぞれゾーニングはされているんですけども、例えば4ページにある施設ゾーンなどであれば、今後、施設ゾーンの樹木どうするかとかというのはこの場では全然議論されていませんで、次回以降でもいいんですけども、施設ゾーンだから、緑ゾーンじゃないから、保護ゾーンじゃないから議論せずに施設ゾーンなんで勝手に切ってしまったよということがないようにしなければならぬと思っていますし、陸上競技場周りも議論になっている木もありますので、そこはちゃんとそこ切らずに守っていけるのかどうかというのをきちっとここで決めておいていただきたいなと思っています。

また、こういったゾーニングAとかここに入っていない部分の樹木についてちょっと大変気かりでありますので、そこを今後、今日時間はありませんので、今後ちょっと議論をしていただきたいということと、ゾーニングBの中では、恐らく今後、今までの部会の中の議論にあった木で、特定の木であるとか場所が選定されておりますけれども、例えば環境学

習、自然観察に適した植物エリアと書いていますが、環境学習に適したエリアというのは明石公園植物だけじゃなくて、昆虫とか野鳥なんかもたくさん環境学習に利用していますので、そういったエリアもしっかり追記していただく、植物だけに限らずほかの生態系のもも追記していただいたり、環境学習エリアも追加していただくということをちょっとお願いできたらと思いますし、私もちょっと提案ありますので、県のほうにそこは一定お話しさせていただくので、御検討いただけたらと思います。

○高田知紀部会長

次回に向けですね。ゾーニングの中でどういう対処をするかとか、もうちょっと具体的にイメージできるような資料を作ってもらったらと思いますけど、事務局、何かありますか。

また、丸谷委員からも提案というか御意見あるということなんで。

○事務局 北村

環境学習エリアという話が今単語として出たんですけども、それどこに書いていました。

○丸谷聡子委員

ゾーニングBのオレンジのところです。

○高田知紀部会長

学習したりするという話がどこかにありましたよね。

○事務局 北村

ゾーニング図Bの中の環境学習ですね。観察に適した植物・エリアというところですね。ここですね。ここの植物だけじゃない動物とか昆虫もいますよということですね。

○丸谷聡子委員

環境学習を長年やってきましたけど、必ずしもここじゃないエリアで主にやってきたものもたくさんあるので、そういったところをしっかり。私、委員じゃなかったのが今までお伝えできてなかったの、お伝えさせてくださいというお願いです。

○高田知紀部会長

また、これまでの実績というか資料もお持ちだと思うので、ぜひ県に渡していただいて。

Aで大きなゾーニングとBで個別にスポットで対応していくという、ここが結構明石公園のゾーニングのポイントだと思うので、そのあたりもう一度整理して、次回の部会でもう一度改めてみんなで議論できたらというふうに思いますので、それ準備お願いします。

○事務局 北村

そうですね。

それともう一つ言われたように、丸谷委員、委員じゃなかったので提案できなかったんだという話なんですけど、ゾーニング図Bはブラッシュアップをしていくことが大事なので、どうやってブラッシュアップをしていくのかというところを次回部会で位置づけがいるのかなと。当然、委員となった丸谷さん以外の方が、Bに対して、こういうところはどうかっていうのはあると思いますし、それを我々としても欲しいので、どうやってこの提案をもらうのかというルールも位置づけをしたいと思います。

○丸谷聡子委員

それと、あと施設ゾーンののところも、すみません、今後樹木のこと考えてください。

○高田知紀部会長

施設周辺の樹木とか、自然物の取扱いについてですね。

○事務局 北村

参考資料1の3ページのほうで、施設ゾーンの中で樹木管理の手法、施設運営に支障となる樹木は適切に管理するとありますが、これだけだとよく分からんということだと思いますので、次回、追加説明をしたいと思います。

○高田知紀部会長

では、お待たせしました嶽山委員、お願いいたします。

○嶽山洋志副部会長

今の議論いいですか。

○高田知紀部会長

はい、どうぞ。

○嶽山洋志副部会長

ちょっと僕もいろいろ懸念しているところがありまして、高田先生の導入の仕方、入っていき方というの僕も賛成で、いいなと思って、ほかの公園でもさせていただきたいなと思っていたりもしますが、この後に、どうでしょうやっぱりこれ兵庫県嫌がるかもしれないけれども、ビジョン版を作りたいという思いが出てくるというか、みんなそこじゃないかなと僕どうしても思ってしまうんですけども。さっきのゾーニングの話一つ取っ

でも、県が思っているPark-PFIを仕掛けていきたいところでもう明快に言っていたいで、談義所で言っていたいたりとか、そこはやっぱりどうこうみたいな話というのはしていいんじゃないかなというふうに思ったりとか、何かすごくもどかしさを感じるの。スポーツをやってはる人たちとか、活性化のヒアリングでも、サウンディングで結構民間の方に聞かれているかと思うんですけども、そういう方々がもっと来られるのかなと思ったらそういう方々も来られないというふうな状況もあったりとかして、もっといろんな人達に入ってほしいのは、多分高田さんの思いだと思うんですけども、ちょっと何かそういうところというのを、恐らくゾーニングという言葉ではあるんですけども、樹木だけのゾーニングだけではなくて、もう本当にいろんな人たちの思いが込められたやっぱりゾーニングであってほしいなというふうに思う部分があり、それは恐らく最終的に談義所、導入としてはこういうふうに皆さんの活動紹介みたいなところで入るんだけど、最終的にはここでパークマネジメントプランをつくるんですよくらいの勢いがやっぱり欲しいなというのが、僕個人的にそれ言ってしまったら、もう兵庫県もみんなも何か腹くくって、それが基本ルールだというふうにしてしまったほうが何か気持ちいいと思うんですけどね。何かすごい思いません、みたいな感じなんですけども。

○高田知紀部会長

嶽山委員、それ前半でも、やっぱり公園全体のプランとか計画を必要じゃないかって、今いろいろ文化財とか樹木とか個々のプランを作るけど、公園全体の統合するプランというのがやっぱり必要だねって、まさに今嶽山委員が御提案いただいたようなことってちょっと前半で議論になって。

○嶽山洋志副部会長

していたんですか。

○高田知紀部会長

いやいや、そこまで詳しくはしていないですけど、何かやっぱり計画と計画の関係をどう捉えるかみたいな話が前半で出ていて、まさに嶽山委員がおっしゃったみたいに、談義所の活動を通じて公園全体の総合的なプランみたいなのが私もどこかで必要になってくるんだろうなと思って。これは県に投げかけて今日は一回宿題にしておきますか。

○嶽山洋志副部会長

はい、そうしましょう。

○高田知紀部会長

という宿題をいただきましたので、また、事務局これなかなか難しい大きな話なので時間

かかるかもしれないですけど、これはやっぱりどこかでしっかり議論をしないとイケないと思いますので、私も。

○事務局 北村

嶽山先生、高田先生が今言われたように、最初の方に実は話をしたんですね。あり方検討会の成果を公園の既存の計画にどういうふうに位置づけていくのかという話を御指摘いただきました。正直、我々の検討が追いついていないというのが現状なんですけれども、反映はさせていかないとイケないと思っています。そうしないと、喉元過ぎれば忘れちゃうんじゃないかという懸念も示されまして、行政でありがちな話だと思いますので。どういった形になるのかはともかく、いろんな計画への反映とか、各種計画の統合とかという統合整理、あるいは新しいものを作る、そういったものは考えていかないとイケないけど、ちょっとすぐには結論が出ないというところになります。方向性は理解しております。

○嶽山洋志副部長

談義所でぜひそれお願いしたいと思います。

○高田知紀部長

そうですね、一回、投げかけてみましょうか。

ありがとうございます。じゃあ、プレーパークの件。

○嶽山洋志副部長

まず、先ほど飯塚先生からお話ございました、11月2日の遠足のときに一つ我々もプレーパーク一緒にさせていただいて、いろいろお話ができるといいなというふうに思っているところです。

11月18日にプレーパーク、インクルーシブ遊具の横で、実は9月30日にも1回させてもらったんですけども、また11月18日にもプレーパークをさせていただいて、そういう、遊具だけではなくて自然のところでもセットで遊べるような、そんな環境が明石公園で展開できるといいなというふうに思っているところです。

我々の会というのは、非常に可変性があると言いますか、いろんな土であったり水であったり木であったりというものは形を変えていくことができますし、木々の間にロープを張ったりとかしても、子供のサイズに合わせてロープの距離感であったりとか、木々の間の間隔によって遊具の形とかどんどん変えていくことができるということが一つ特徴としてありまして、そういったことというのは、子供たちの多様な特性ということが言われる時代にあっては、非常に合う取組になってくるんじゃないのかなというふうにも思っています。

それから、先ほど話にもありました樹木活用という点、これに関しても、これはもう既に明石公園でいろんな方々が活動されていらっしゃるんで、いろんな活用されていらっしゃる

と思うんですけども、我々の中でもそういった多様な樹木の活用、そういったものを目指してやっていきたい。多様なクラフトであったりとか、あるいは朽ち木の中から虫を探すとか、あるいは炭にするであったりとか、シイタケのほだ木にするとかいろんな使い方というのは樹木できるんだよというふうなところを、明石公園としても、どんどんいろんな団体さんが活用していくことで多様な発信の仕方できるんじゃないかなと思いますので、何かその辺も意識しながら取り組んでいけたらいいなというふうに思っています。

以上です。

○高田知紀部会長

ありがとうございます。本当に明石公園の部会での議論、そして嶽山委員はじめ学生の皆さんが明石公園で新しい動きをしてくれて、これから多分そういう新しい動きがどんどん仲間ができて広がっていくと思いますので、本当に部会が立ち上がって議論をしてきて、ポジティブな新しい動きが生まれていくということは、公園にとっても、利用者にとってもすごく幸せなことなんだろうなというふうに思っていますので、こういう活動どんどん広げていけるような取組をこれから明石公園全体で展開できるといいのかなというふうに思っています。

では、議事は全て終了して、時間がいつもオーバーしてしまってますみません。

河本委員、今日御発言いただいているので、何か感想でも結構なんで。何か一言いただけたら。すみません、急に振って。

○河本裕之委員

明石公園、先日も皆さん方と探索させていただきまして、大変勉強になりました。今日の議論の中でも、やはり明石公園というのは大変貴重な存在で、私、神戸市から明石に通ってきているんですが、もう駅降りるたびに、小林委員言われてましたアベマキ、駅のホームからよく見えます。まさにあれは明石城のシンボルだなと思います。

また、新しくみらいミーティングですか、こちらでの提案もすばらしいなと思います。明石公園を核にして、これは明石のまちづくりにつながっていくんじゃないかなと思います。私も出身が県外なんで、これ昨年も申し上げたんですが、例えば東京、来月も東京行くんですけど、東京で話をすると、東京の人は兵庫県で何知っているかと言うと、まず神戸を知っています。次に知っているまちは明石です。じゃあ明石に何があるのって言われたときに、子午線のまちです。ほか、なかなか知らないんですよ。そこで、明石の魅力というのをもっと知って、県外の人たちにも知ってもらう一つのきっかけになっていくんじゃないかなと思います。私も県外の出身なんですが、ずっと明石で仕事をさせていただいておりまして、明石のことは大好きですので、またここで何か私自身も応援できたらいいなと思っております。

以上です。

○高田知紀部会長

ありがとうございました。

では、すみません、いつもより30分多く時間取っていただいたのに20分オーバーしてしましまして申し訳ないです。ただ、本当にこれまでの議論の積み上げもあるので、かなり内容の濃い議論になったかなというふうに思います。今日は前回の現地見学の具体的な樹木への対応の話と、これからの明石公園の民主的な公園の将来図の描き方のフレームの話とを両方して、かなり多様で複雑な議論だったかなというふうに思います。

ただ、やっぱり明石公園の仕組みとして見えてきているのは、フレームというか、フレームはシンプルに、でも中は複雑にというのが結構仕組みの考え方として見えてきたかなというふうに思っています。ゾーニングの考え方もそうですし、これから計画をつくるかもしれない。それを動かしていくときのみんなのみらいミーティングとか協議会というのをシンプルな、フレームの中に本当に自由にいろんな人が入って中身を議論できるというそういう公園の維持運営の仕方というのが見えてきているので、かなりこれまでの議論が積み上がりながら、それがちょっとずつ形になってきているのかなというふうに今日の皆さんとの議論を通じて感じたところです。

また、今日たくさん重要な視点が委員の皆さんから出されましたので、事務局大変だと思うんですけども、しっかりとこの議論をオーソライズして、また、次回の部会の資料等に生かして、これから恐らくみんなのみらいミーティングのようなオープンな場で、より多様な人が明石公園について自由に意見を上げられる場所、それがベーシックな場になっていくというふうに思っていますので、そこに向けて、私も当面と言いましたけれども、頑張りますんで、明石公園みんなと一緒に盛り上げていきたいというふうに思っています。

では、最後、マイク事務局にお返しします。

3 閉会

○事務局 小山

高田部会長、そして委員の皆様方、本当にありがとうございました。今日の議論の中で、我々の予定、予定というか想定していなかったような非常に前向きな話が出てまいりましたりとか、我々も保存というのも当然ゾーニング図Aなどで考えていたところなんですけれども、そういったものが十分に我々のほうでお伝えできていない、ルールとして十分決まっていないというふうな部分が見えてまいりましたので、そのあたり、次回に向けまして集約といいますか、反映のほうさせていただきながらというふうに考えております。

また、フレームという委員長のお言葉ありましたけれども、このあり方検討というのは基本的にルールづくりというところで始めさせていただいて、具体的内容については、その後の管理運営協議会、あるいはみんなのみらいミーティング、そちらのほうでというような格好でさせていただいている中で、おおむね大きな流れというのが皆さんの御努力で、皆さん

の御意見が集約できてきたかなというふうに我々としても感じているところです。

この部会の議論の中で本当にもんでいただいて作られたインクルーシブ遊具について、非常に大きなありがたい評価をいただいていることにつきましても、今日ありがたいお言葉をいただきまして、事務局といたしましても非常に感激をしているところでございます。本当にありがとうございました。

連絡等を幾つかさせていただきます。今日の会議資料につきましては、すみません、ちょっと一部だけ修正をさせていただきます。みんなのみらいミーティングの問合せ先、ちょっと個人のメールアドレスになっておりますけれども、これ組織のメールにちょっと変えさせていただきますので、公表の段階ではちょっとそのように変えさせていただきます。このもの自体をコピーしてまくことについてはちょっとしばらくお待ちいただければと思います。そういったものも含めまして、明日、11月1日に公開のほうをさせていただきます。

議事録につきましては、公園緑地課のホームページに1か月を目途に公開をさせていただきます。議事要旨につきましては皆さんのニュアンスもございますので、要約したものを皆さんに御協議させていただきます。修正のほうをお願いをいたします。それから速記録、これにつきましては一字一句発言どおりにさせていただきますので、こちらのほうは修正等なしにさせていただきます。

それでは、今日の議論を踏まえまして、修正したものを次回、年末になりまして大変申し訳ございません、12月の27日、年の瀬も迫ったところで大変お忙しいところだと思いますけれども、開催をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いをいたします。

今日の資料につきましては、いつものように御希望に応じてお送りのほうもさせていただきますので、机上の封筒にお名前入れていただいたらと思います。

記者の皆さん、記者会見どうですかね。されますかね。大丈夫、されない。分かりました。それでは、記者の希望ないようでございますので、今日はこちらのほうで終わらせていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

以上

(閉会 午後5時26分)